

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【事業年度】 第36期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 ミアヘルサ株式会社
(旧社名 株式会社日本生科学研究所)

【英訳名】 Miahelsa Corporation
(旧英訳名 NI HON SEIKAGAKU KENKYUJO
CO. LTD.)
(注) 2019年2月18日開催の臨時株主総会の決議により、2019年4月
1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青木 勇

【本店の所在の場所】 東京都新宿区河田町3番10号

【電話番号】 03-3341-2421(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 高橋 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区河田町3番10号

【電話番号】 03-3341-2421(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部本部長 高橋 雅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月		2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高	(千円)	15,324,013	15,629,399	16,406,634	16,134,543	16,686,358
経常利益又は経常損失 ()	(千円)	25,371	43,633	373,708	221,619	337,757
当期純利益	(千円)	51,498	39,734	308,305	339,765	435,895
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	97,000	97,000	97,000	97,000	451,589
発行済株式総数	(株)	194,000	194,000	194,000	194,000	2,450,600
純資産額	(千円)	682,792	722,597	1,030,919	1,370,676	2,515,003
総資産額	(千円)	8,960,010	7,658,769	8,175,600	8,256,536	8,848,870
1株当たり純資産額	(円)	351.57	372.09	531.02	706.16	1,026.27
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	26.54	20.48	158.92	175.14	222.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	222.12
自己資本比率	(%)	7.6	9.4	12.6	16.6	28.4
自己資本利益率	(%)	7.8	5.7	35.2	28.3	22.4
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	4.9
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	995,351	95,041	545,742
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	178,701	206,503	535,413
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	230,915	92,808	132,614
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	1,395,984	1,187,247	1,330,191
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	631 〔765〕	706 〔795〕	765 〔823〕	836 〔680〕	894 〔616〕
株主総利回り (比較指標：-)	(%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	(円)	-	-	-	-	1,829
最低株価	(円)	-	-	-	-	1,043

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社を有していないため記載していません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため、記載していません。
5. 第32期、第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
6. 第32期、第33期、第34期及び第35期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載していません。
7. 第32期及び第33期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
8. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
9. 第34期、第35期及び第36期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。第32期及び第33期の財務諸表については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
10. 2016年2月15日開催の取締役会決議により、2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 第32期から第36期の株主総利回り及び比較指標は、2020年3月17日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場したため、記載していません。
13. 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における株価を記載しております。ただし、当社株式は、2020年3月17日から東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

2 【沿革】

提出会社は、1980年代の厚生省（現厚生労働省）の「医薬分業」政策の推進を契機として、調剤薬局の運営に本格的に参入するため、1984年9月に提出会社を設立しました。

当社設立以降の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
1984年 9月	東京都豊島区駒込に薬局の経営を事業目的とした株式会社日本生科学研究所（現当社）を設立（資本金1,000万円）。「くすりの日生薬局」（駒込店）開局。
1998年 10月	東京女子医科大学の門前薬局である「日生薬局河田町店」開局（現本社所在地）。
1999年 7月	日生福祉学園を設置し、介護・福祉の教育事業開始。
8月	介護事業部を設置し、居宅介護支援・福祉用具サービス等開始。
2000年 1月	本社を東京都豊島区駒込から東京都新宿区河田町に移転（現本社）。
2005年 8月	日生薬局牛込店に無菌調剤室を設置。H I T（在宅輸液療法）事業開始。
2006年 6月	株式会社給食普及会の発行済株式を全株取得し、100%子会社化。
2007年 4月	和光市新倉高齢者福祉センターの指定管理者受託。
2008年 4月	和光市北地域包括支援センターの委託事業開始。
2011年 3月	100%子会社である株式会社給食普及会を吸収合併し、食品事業部を設置。
4月	保育事業部を設置し、東京都認証保育園「日生赤羽駅前保育園ひびき」開園。
9月	埼玉県和光市にサービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス和光」開業。同施設と併設して「日生薬局和光店」を開局。クリニックを併設し、地域包括ケアシステムの実現に向けて一体的サービスの提供を開始。
2013年 4月	神奈川県横浜市に認可保育園「日生矢向保育園ひびき」開園。
2014年 5月	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）の団地再生事業の一環として、東京都西東京市に「日生ケアヴィレッジひばりが丘」開業。同施設と併設して「日生薬局ひばりが丘店」を開局。クリニック・コンビニエンスストアを併設し、地域住民に対し一体的なサービスの提供を開始。
2015年 3月	埼玉県吉川市に介護付き有料老人ホーム「日生オアシス吉川」開業。
2016年 4月	東京都板橋区に「日生薬局小豆沢店」を開局し、同施設と併設して「日生あずさわ保育園ひびき」を開園。
7月	東京都港区に調剤薬局とコンビニエンスストアを一体化した「ファミリーマート+日生薬局御成門店」を開局。
2019年 4月	ミアヘルサ株式会社に会社名を変更。
2020年 3月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）上場

3 【事業の内容】

当社の事業は、医薬事業本部、介護事業本部、保育事業本部、食品事業本部で構成されており、各事業本部の事業内容は次のとおりであります。なお、事業本部による区分は、セグメントと同一の区分であります（食品事業本部は「その他」セグメントに含まれます）。拠点数は本書提出日現在のものです。

なお、非連結子会社である株式会社ブレーンコンサルタントグループ（事業内容：医療施設の経営コンサルタント、医療機器のリース並びにその斡旋・販売）は事業活動を停止し実質的に休眠状態のため記載しておりません。

(1) 医薬事業本部

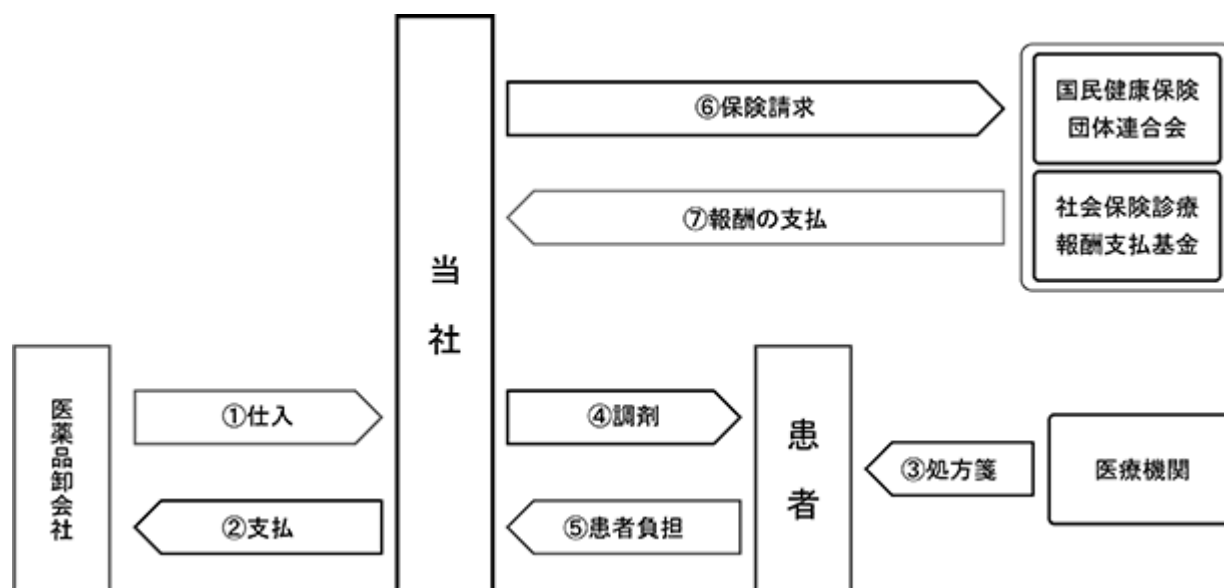
当社は、医療分野における医薬事業として調剤薬局を営んでおります。「日生薬局」「ミアヘルサ薬局」という屋号の下で、東京都を中心とした首都圏で40店舗を運営しております。出店形態としては、大型総合病院前の門前型調剤薬局を中心としながら、医療モール等へも出店しており、地域に密着した調剤薬局を展開しております。

日生薬局においては、医療機関の発行する処方箋に基づき、患者様に医薬品の調剤を行う調剤薬局を運営しております。

また、現在、厚生労働省が進めている「かかりつけ薬局」として、服薬情報の一元管理・継続管理や、患者様個々の医薬品や一般用医薬品・健康食品の安全かつ適正使用の指導・助言・健康に対する相談を実施しております。併せて、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるように地域内でサポートし合う「地域包括ケアシステム」の実現に向けた、在宅での服薬指導や24時間の薬相談対応等、薬局が求められている機能の実現に努めております。

なお、調剤による報酬は、健康保険法に基づき、一部負担金を患者様から頂戴し、患者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対して請求を行っております。

医薬事業の事業系統図は、次のとおりであります。



(2) 介護事業本部

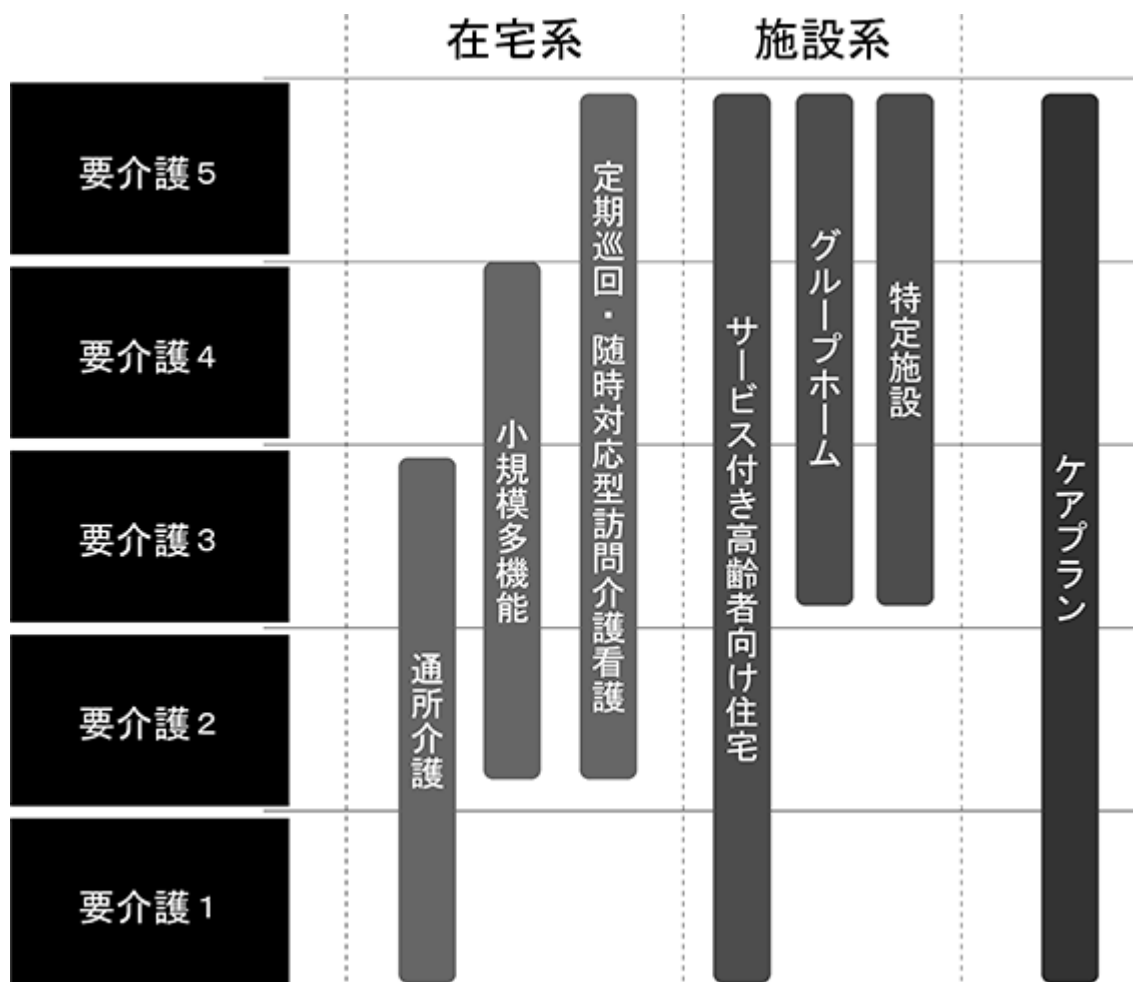
当社は、東京都・埼玉県・千葉県内において、介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各種介護サービスを提供しております。

以下、当社において提供する介護サービスの種類について、種類別に説明いたします。

サービスの種類	説明	主な規制法	拠点数
居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等によってケアプランを作成し、様々な介護サービスの連絡・調整等を行います。	介護保険法	8
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化等が施された住宅に安否確認・生活相談サービスがついた高齢者の方向けの住宅で、有料老人ホームではなく、一般の賃貸住宅扱いとなります。また、居住者の必要に応じて、食事提供、訪問介護等を受けることができる等、居住者のニーズにあった住まい方を選択できます。	高齢者の居住の安定確保に関する法律	7
小規模多機能型居宅介護	利用者の心身の状況や生活環境に応じて、利用者の選択に基づき、通いや訪問、宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。	介護保険法	2
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としております。主な業務は、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、指定介護予防支援及び要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されております。	介護保険法	3
通所介護	通所介護は、日中、老人デイサービスセンター等に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰り提供サービスであり、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。	介護保険法	13
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。	介護保険法	5
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	介護保険法	1
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	要介護であり、かつ認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活を送ることを目指します。	介護保険法	3
認知症対応型通所介護	居宅要介護者であり、かつ認知症の高齢者が、老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等に通所する場合の、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。	介護保険法	3
福祉用具販売・特定福祉用具販売	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るために必要な福祉用具の貸与・販売を行います。 2019年6月末をもって廃止	介護保険法	-
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスであります。	介護保険法	6

サービスの種類	説明	主な規制法	拠点数
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスであります。 また、医師や関係機関と連携をとり、様々な在宅ケアサービスの使い方を提案します。	介護保険法	2
訪問入浴	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスであります。	介護保険法	1
高齢者福祉センター	60歳以上の方々を対象にマシントレーニングや運動教室等の介護予防、パソコンや英会話等の高齢者教養の講座・サークル活動、また、近隣の自治会、婦人会、マンション管理組合、小学校、保育園、PTA等との地域交流を図りながら運営管理を実施しております。	老人福祉法、介護保険法	1
スポーツクラブ（ヘルスアップセンター）	要介護状態でない方々を対象に、アンチエイジングや健康増進のためのトレーニング、レクリエーションといった、介護保険対象外のサービスを提供しております。		1
福祉学園	介護従事者のスキルアップと地位向上に貢献できるように、現場経験豊富な講師陣を迎えて、セミナー・講座を実践しております。		1
拠 点 数 合 計			57

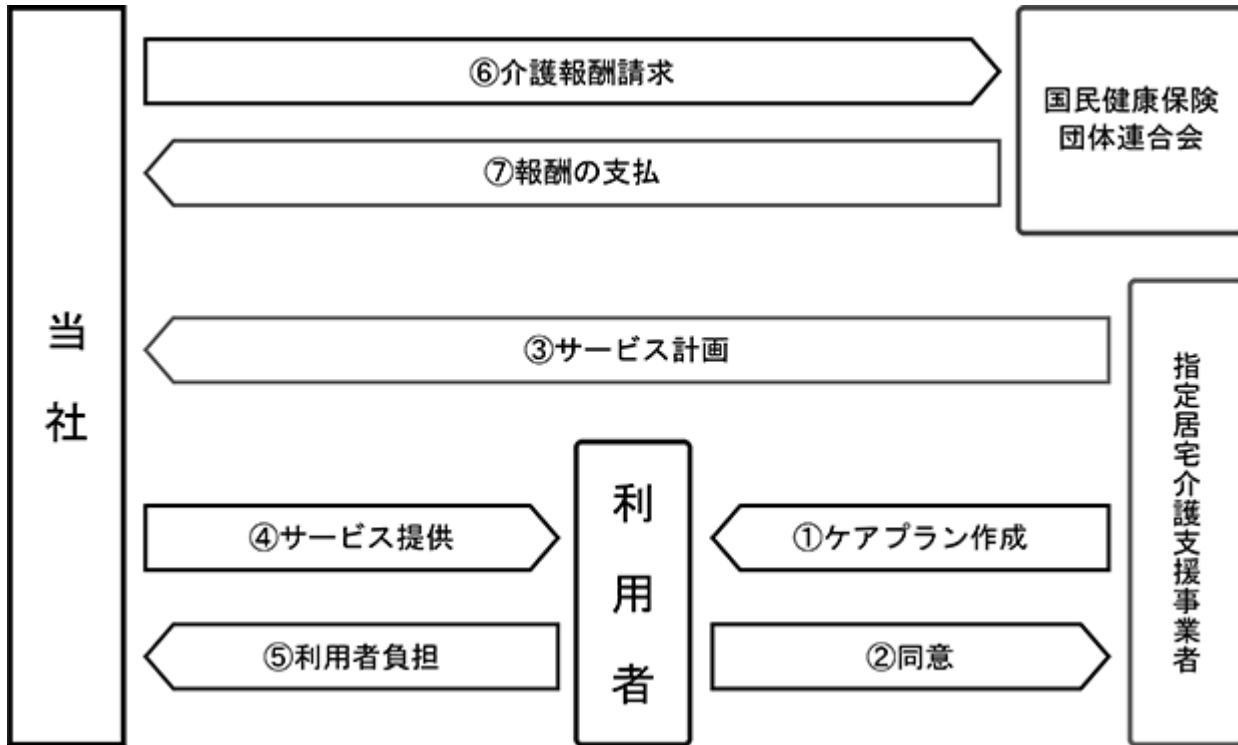
なお、事業の種類による主なサービス対象者（介護度別）は以下のとおりであります。



当社では、これら各種介護サービスを、高齢者の住まいとして開設したサービス付き高齢者向け住宅やグループホームに併設し、地域の利用者様に対しても包括的に複数のサービスを提供できる事業モデルを展開しております。

なお、介護保険による報酬は、介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様から頂戴し、利用者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会に対して請求を行っております。介護保険による報酬以外のサービス提供（サービス付き高齢者向け住宅の賃料、食事代、生活支援サービス費など）については、利用者様に対して対価の請求を直接行っております。

介護事業の事業系統図は、次のとおりであります。



(3) 保育事業本部

当社は、東京都内において認可保育所を15園、認証保育所を1園、院内保育所（運営受託）を1園、神奈川県内において認可保育所を3園、千葉県内において認可保育所を3園運営しております。

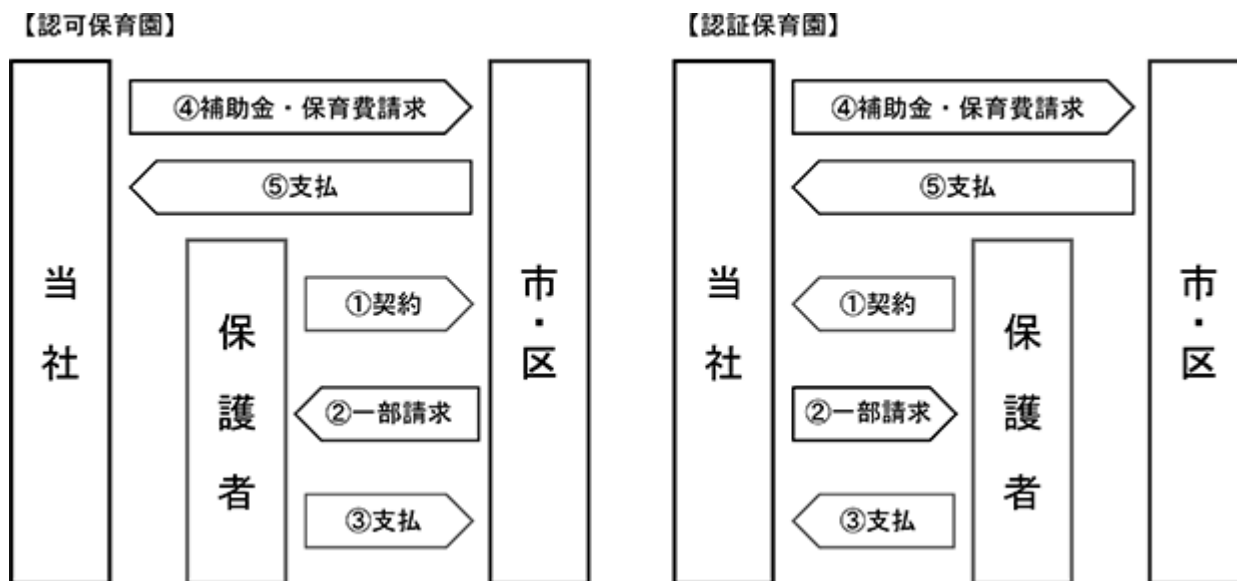
保育所（保育園）とは、児童福祉法に基づく制度であり、開設は各自治体からの要請及び承認により進められます。

保育所（保育園）は、認可保育所（認可保育園）と認可外保育施設の2種類に分類されており、保育の対象となる園児は、保育を必要とする乳児（満1歳未満）と幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまで）となります。児童福祉法に基づいた厚生労働省所管の児童福祉施設である認可保育所は、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事（政令指定都市の市長・中核市の市長を含む）に認可された施設であり、保育所の施設型給付（補助金）が国及び自治体の負担により支給されております。認可外保育施設は、認可保育所以外の施設のことをいいます。東京都においては、現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応しようとする都独自の制度として、大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定した認証保育所を設けております。認可外保育施設について、当社では東京都の認証保育所（認証保育園）1園のみ運営しております。

なお、保育費の請求に関しては、認可保育所では保護者の一部負担金は各自治体から保護者に請求され、保護者は自治体に支払い、当社は各自治体に補助金も含めて一括請求することで支払いを受けます。

認証保育所では当社と保護者が契約し、保育費用を当社から保護者に請求して支払いを受け、補助金を各自治体に請求して支払いを受けることになります。

保育事業の事業系統図は次のとおりであります。

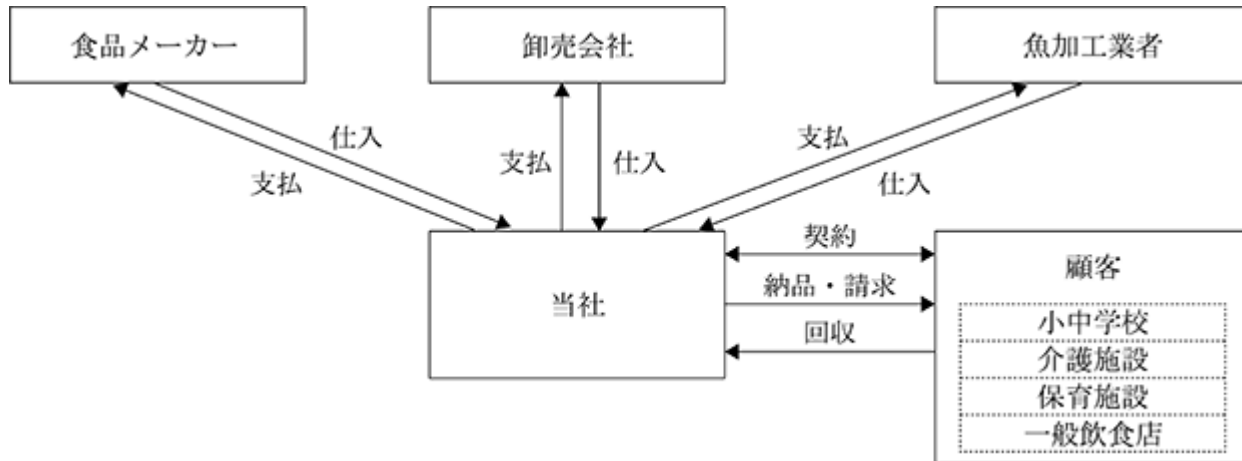


(4) その他（食品事業本部）

食品事業本部においては、足立区・葛飾区の公立小中学校約170校に対する給食用食材、及び同区内の保育園・介護施設、その他一般飲食店等に対する食材の卸売業をしております。

また、株式会社ライドオンエクスプレスの運営する宅配寿司チェーン「銀のさら」のフランチャイジーとして足立区内に3店舗展開しています。

食品事業(食品卸)の事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
894(616)	34.5	4.9	3,973

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬事業	177 (96)
介護事業	260 (295)
保育事業	398 (162)
その他	23 (62)
全社(共通)	36 (1)
合計	894 (616)

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から他社への出向者及び派遣社員を除き、正社員、契約社員、嘱託社員を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、登録社員)は、最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与については、臨時雇用者数を除いて算出しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」を経営理念として、0歳から高齢者までの健康と生活を守る企業として社会に貢献し、医療、介護、保育事業の連携により「地域包括ケアシステム」の実現をコア・コンピタンスとして、利用者様や地域社会の信頼を確立してまいりたいと考えております。

(2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社の経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、団塊の世代が75歳になる2025年には全人口の3人に1人が高齢者となり、高齢者はその後も増加していくと推計されています。又、少子化により児童数は減少していますが、働く女性が増え東京圏に人口が集中していることから東京圏では待機児童が発生し、政府も待機児童の解消に向けて予算を大幅に増額するなど、保育ニーズは高い状況にあります。

現在、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社はこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社経営理念である「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社の医療、介護、保育事業の連携により、「地域包括ケアシステム」を実現し、「命を支える企業」として信頼のブランドを確立させるべく、行政方針に沿った経営戦略をいち早く採用することで事業の成長を実現する方針です。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社はこれまでに、日生オアシス和光（官民協働モデル）、日生ケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは3事業を展開している当社の特徴であると考えております。この当社の特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、事業計画の達成状況に関するチェックと対策に月次単位で取り組んでおり、具体的には、損益報告による計画と実績の差異について検討と対策を実施し、併せて事業本部別に計画達成のキーとなるKPIを設定して、計画と実績の差異について検討と対策を実施しています。

以下、事業セグメント別のKPIについて説明いたします。

医薬事業

a 処方箋枚数

来客数を表すKPIです。

b 処方単価

客単価を表すKPIです。なお、処方単価は大きく分けて、薬剤料単価（医薬品自体の売価）と技術料単価（各種調剤加算）に分解されます。

c 後発品調剤率

調剤のうち、後発品（ジェネリック医薬品）を処方した割合です。国の方針として、80%の後発品調剤率を目指しており、診療報酬もこれに応じた設定がなされております。国が定める率を満たすことで、後発医薬品調剤体制加算がとれ、技術料単価が上昇することからKPIとしております。

d かかりつけ薬剤師指導料（件数）

国の方針として掲げる「かかりつけ薬剤師」としての調剤を行った際に得られる加算（技術料）です。勤続年数等の一定の基準を満たした薬剤師が患者様から「かかりつけ薬剤師」の同意書を得ることにより算定できます。かかりつけ薬剤師としての処方件数が増えることで、技術料の増加につながるのと同時に、リピーターの増加にもつながることからKPIとしております。

e 在宅処方件数

地域包括ケアシステムを推進する中では、来局した患者様に対する対応だけではなく、介護施設や患者様のご自宅へ薬剤師が訪問し、在宅処方を行うことが求められます。一定以上の在宅処方を行うことで、技術料の増加につながることからKPIとしております。

介護事業

a サービス付き高齢者向け住宅の入居率

サービス付き高齢者向け住宅（日生オアシス）を地域拠点としたドミナント方式の事業展開を図る当社にとって、入居率の向上と安定推移は、付帯する介護サービス（デイサービス、訪問介護等）の利用者数増加につながるため、KPIとしております。

b 平均要介護度

介護報酬の金額は要介護度によって決定されるため、KPIとしております。

c デイサービス（通所介護）の利用者数

デイサービスは、施設規模に対する利用者数が適正に高い水準であることが重要になるため、KPIとしております。

保育事業

a 受入児童数

保育園は児童の年齢別に定員が設定されており、受入児童数が定員に近い水準で推移することが経営上も重要であるためKPIとしております。

b 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

保育士の採用について、採用説明会等へのエントリーを増やし、園見学へとつなげ、選考面接・内定への成約数を向上させることで、安定的な園運営、及び保育園数の拡大が可能になるため、KPIとしております。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招くため、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による調剤報酬や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社の売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医薬・介護・保育事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。また、成長コンセプトを明確にした新サービスの開発を行うことにより収益性の向上を目指します。

待機児童の減少

少子化による待機児童の減少によって全国的に保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社は、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公立保育園の民間委託事業の受託や学童保育といった、多様な保育および子育て支援サービス展開を模索し、挑戦してまいります。

有資格者の確保

当社事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人材の育成・強化を図ります。

競争力の強化

ブランディングプロジェクトを継続して推進し、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

多様性のある管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成と「働き方改革」を課題として掲げており、多様な能力・創造性の発揮を可能にする人事制度の構築と、多様な人材を管理者として登用するための管理者教育を積極的に進めてまいります。

業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社にとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、業務のマニュアル化およびパターン化、さらにはIT化による業務の効率化が課題と考えております。

自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実に努め、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

新型コロナウイルスの事業への影響

当社の医薬事業・介護事業・保育事業・その他（食品事業）は、こうした緊急時にも業務の継続が求められる事業であり、4事業あることで財務リスクを軽減できることを強みとしておりますが、医薬事業の処方箋枚数や介護事業の通所介護事業所、食品事業の学校給食への食材の卸売に影響が出るものと考えております。

なお、各事業本部ともに厚生労働省の基準を厳密に遵守し、衛生管理の徹底に取り組んでおります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日において当社が合理的であると判断したものであります。

・ 全社共通事項について

1．有資格者の採用について

当社の医薬事業（調剤薬局）、介護事業、及び保育事業においては、資格要件を充足した従業員による役務提供を義務付けられており、かつ、法令等による人員基準の定めがあることから、事業運営上、薬剤師・介護福祉士・保育士といった有資格者の採用が継続的に必要となります。当社は、有資格者の積極的な採用活動を行っていますが、これら有資格者の確保が困難な状況になった場合、新規事業所開設遅延や既存事業所の運営計画の修正等が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．個人情報管理について

当社は、利用者情報（病歴及び薬歴など含む）などの個人情報を個人情報保護法等に基づき取得・保管し、取り扱っております。個人情報の適正な取得及び利用管理を行うため、当社では個人情報保護規程を定め、全社員への教育研修等を通して、個人情報の漏洩防止に努めております。また、プライバシーマークの取得を行い、個人情報保護についての管理水準の維持・向上を図っております。

しかしながら、当社において、万一個人情報の漏洩があった場合、利用者に対する損害賠償の発生や当社に対する行政処分、それらに伴う社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．食品の衛生管理について

当社は、介護事業、保育事業において利用者・園児に食事等を提供するとともに、食品事業では、食材を学校・施設等に提供しております。これらの事業においては、食品衛生法に基づき、厳正な食材管理及び衛生管理を実施し、食中毒や異物混入等の事故を起こさないよう厳格な管理をしております。

しかしながら、万一事故が発生し、当社の利用者である高齢者や園児を含む年少者等の症状が重篤化するなどした場合、利用者に対する損害賠償の発生や社会的信用の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．事業所開設について

当社の医薬事業、介護事業、保育事業においては、事業所の立地が業績を左右する重要な要素となるため、当社においては、事業所の開設にあたり緻密なマーケティングを行い、採算性の評価を十分に行った上で事業所開設の意思決定をしております。

しかしながら、当社の事業所開設基準を満たす立地が確保できない場合、新規事業所の開設が進まないことにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、介護事業所及び保育園の開設については、自治体からの公募を受け新規事業所の開設を行っているため、待機児童数の減少等、需要の減少により、自治体からの公募が減少し、当社の事業所開設計画に大幅な乖離が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5．長期賃貸借契約の締結について

介護事業におけるサービス付き高齢者向け住宅・グループホーム等の開設、及び保育事業における保育園の開設にあたっては、土地及び建物等の設備投資リスクを抑制するために、長期にわたる賃貸借契約を締結しております。

今後、事業環境の変化等により、当社の施設利用者が減少し、運営事業所の採算が計画を下回る等の事象の発生により、事業所の閉鎖を余儀なくされる場合、当該契約の中途解約による違約金などの支払いが発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 減損会計の適用について

当社の保有する固定資産は、その大半が事業所の運営に供されておりますが、事業環境の変化や経済的要因により、収益性が著しく低下し、事業所ごとの投資回収が不可能となった場合、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 消費税等の影響について

医薬事業・介護事業における保険売上は消費税法により非課税となる一方で、医薬品等の仕入は同法により課税されております。このため、当社は消費税等の最終負担者となっておりますが、今後、消費税率が改定され、調剤報酬がその消費税率の上昇分に連動する形で改定されない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 業績の季節変動について

当社においては、医薬事業の調剤売上が全体の50%超を占めております。調剤売上はその性質上、インフルエンザや花粉症等疾患の流行する時期に偏重する傾向にあり、これらの疾患の流行状況によって処方箋が増減するため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社における保育所の新規開設は、4月に開園するものが大部分となっております。新規開設については、第3四半期～第4四半期（10月～3月）に開設準備費用等が先行的に発生する一方で、第4四半期（3月）に保育園開設に係る施設等補助金収入が多額に計上される傾向にあることや、施設等補助金の支給決定は第4四半期（3月）に行われるものの、入金は翌期に行われるため、期末に施設等補助金に係る未収入金が計上され、併せて新規開設の設備投資費用を賄うための短期借入金（当座借越等）が第4四半期に発生する事業特性があります。

9. 資金調達について

当社は、新規事業所の開設資金・内装改装費等の設備投資資金の大部分を金融機関からの借入金によって調達しております。したがって、急激な金利変動など金融情勢の変化が生じ、金利負担が増加した場合や、計画通りの資金調達ができない場合には、新規事業所の開設ができないことにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

10. 補助金の使途制限について

当社の主に保育事業において、保育園設備等の特定の支出に対する補助金や、従業員の処遇改善に係る補助金など、使途制限がある補助金を受給しております。これらの補助金については、年度ごとに実績報告書を自治体に提出し、補助金を当該使途に充当したことを証明しておりますが、当該使途に基づく支出が行われない場合、または、補助金を原資として配当を行っているなど監督官庁から認定された場合には、補助金の受給に影響を及ぼす可能性があります。

11. 代表取締役社長への依存について

当社の代表取締役である青木勇は、当社の創業者であります。同氏は当社の全事業に精通しており、経営戦略等の策定において重要な役割を果たしております。当社では、役員等への権限委譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

12. 風評等の影響、地域との関係について

当社のサービスは、利用者やその家族のみならず、地域の方々からの信頼のもとに成り立っているものと認識しており、日頃から従業員に対して経営理念の浸透や高品質なサービス提供をするよう指導や教育を行っております。しかしながら、当社が事業を展開する業界において、介護施設や保育園における事故等、安全性をおびやかすような事象が発生し、当社に不利益な風評が流れた場合には、当社サービスに対して、報道等により消費者の不安心理が高まり、利用者が減少する等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

13. 大株主について

当社の代表取締役である青木勇は、当社の大株主であり、自身の財産保全会社である有限会社スリーユ及び親族の所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の66.2%を所有しております。

同人は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社と致しましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

14. スtock・オプション等による株式の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、経営への参画意識を高めるため、Stock・オプション等のインセンティブプランを採用しております。これらのStock・オプション等が行使されれば、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は、53,400株であり、発行済株式総数の2.2%に相当しております。

15. 新型コロナウイルス感染症含む感染症について

新型コロナウイルス感染症に対して当社は、対策本部を立ち上げ、集合形式の会議、研修、懇親会等の開催を原則禁止し、在宅勤務推進等の安全対策を施しています。また、当社では各事業に課せられた社会的意義を全うしながら、患者様、ご利用者様および社員の安心安全を守るために社内連絡体制の見直しと強化、感染防止策の徹底を敢行しております。

提出日現在の新型コロナウイルス感染症の影響としては、医薬事業において長期処方が増えたことによる処方箋枚数の減少、介護事業の通所介護の利用者の利用自粛による利用者数の減少があり、今後の経過によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。また、その他の感染症の流行や拡大により、事業所の稼働ができなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

16. 気候変動に伴う自然災害等について

当社は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内に事業拠点を有しており、地震や水害等の大規模な自然災害が発生した場合に備えて、リスク管理規程を制定し、また、BCP（事業継続計画）を策定しております。しかしながら、当社の想定を上回る規模で自然災害が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、気候変動に伴い、介護事業において、ご入居者様が酷暑の影響で体調を崩し、長期入院のまま退去・ご逝去することにより空室が発生する可能性や、大型台風による事業所の一次休止を余儀なくされる可能性があります。

・医薬事業（調剤薬局）について

1．医薬事業の法的規制等について

当社の医薬事業においては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）、健康保険法、薬剤師法に基づく各種許認可、免許、登録、届出等により、厚生労働省及び都道府県保健福祉部の監督の下、保険薬局及び調剤薬局を営業しております。当社は、手順書・マニュアルの整備・運用、法令研修の実施を行い、関連法令の遵守に努めておりますが、関連法令に違反した場合、または関連法令が改正された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の主な内容は下表のとおりであります。

許可、登録、指定、免許の別	関連する法令	登録等の交付者
薬局開設許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	健康保険法	各地方厚生局長
麻薬小売業者免許	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
生活保護法指定医療機関指定	生活保護法	各都道府県知事
被爆者一般疾病医療機関指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	各都道府県知事
結核指定医療機関指定	結核予防法	各都道府県知事
労災保険指定薬局指定	労働者災害補償保険法	各労働局長
指定自立支援医療機関指定	障害者自立支援法	各都道府県知事
高度管理医療機器販売業許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

2．薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤薬局の売上高は、健康保険法に定められた薬価基準に基づく薬剤収入と、同法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入を主として構成されております。したがって、薬価基準の改定によって薬価が引き下げられた場合、当社では、仕入価格においても引き下げを実現すべく、医薬品卸業者との協議を講じておりますが、協議動向により仕入価格の引き下げ幅と薬価引き下げ幅が乖離し、薬価差益が減少することになる可能性があります。また、薬価以外においても、調剤技術に係る報酬が法改正によって引き下げられた場合、調剤技術に係る収入が減少する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2012年4月1日以降の薬価の改定は下表のとおり実施されております。

改定年月日	2012年4月1日	2014年4月1日	2016年4月1日	2018年4月1日	2019年10月1日	2020年4月1日
改定率(%)	6.00	5.64	5.57	7.48	4.35	4.38

(注) 1．2014年4月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+2.99%)を差引いて表示しております。

2．2019年10月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+1.95%)を差引いて表示しております。

3．調剤過誤について

当社では調剤過誤の防止のため、調剤過誤の自動チェックシステムを導入する等の対策を講じているとともに、危険薬剤等については薬剤師が重点的に鑑査を実施しております。また、万一に備え「薬剤師賠償責任保険」に加入することで当社の業績への影響を緩和する措置を講じております。

しかしながら、万一重大な調剤過誤が発生した場合、賠償金の支払いや、それに伴う利用者の信用及び社会的信用の低下を招くことにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 他社との競合について

当社が運営している調剤薬局は、大型総合病院前に開局される門前型調剤薬局を主としております。今後、当社が処方箋を応需している大型総合病院の敷地内に他社が薬局を開局した場合、当社の調剤薬局の来店者数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

. 介護事業について

1. 介護事業の法的規制等について

当社の介護事業の主要なサービスである在宅介護事業（サービス付き高齢者向け住宅の併設サービス含む）は、介護保険法の適用を受けるサービスであるため、介護保険制度の影響を受けることになります。

介護保険制度は、3年毎に介護保険法の改正と共に介護報酬の改正が行われており、また、これに合わせて3年を1期とする市区町村における介護保険事業計画の策定が行われております。したがって、法令の改正により事業内容の変更を余儀なくされる場合や、介護報酬の引き下げ、介護サービス料金の自己負担割合の引き上げ等、介護給付費の伸びを抑えるための制度改正や報酬改定が行われた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 利用者の安全管理・健康管理について

当社がサービスを提供する利用者は、介護度の高い高齢者が多いことから、転倒や誤嚥、誤薬、離脱等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、デイサービス、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等においては、食事等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社は、介護手順や事故防止対策等については長年の実績に基づいて従業員の訓練や業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社の管理責任が問われた場合、当社の社会的信用が低下するとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 他社との競合について

当社事業所の近隣地域に同種サービスの他社事業所が増加した場合、サービスの需要が飽和状態となり、当社事業所の稼働率が低下し、利用者の増加が見込めなくなる等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

. 保育事業について

1. 保育事業の法的規制等について

当社保育事業において運営する保育園は、主に児童福祉法に基づき許認可を受ける認可保育園となっております。

今後、同法に基づく許認可や認証の基準、人員・運営基準、公定価格、補助金制度などの変更等が行われた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、保育事業に関する主な法的規制は次のとおりであります。

事業内容	法令名	目的及び内容	監督官庁
子育て支援事業	食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上、増進を図る見地から食品の規格・添加物・衛生管理・営業許可等が定められている。	厚生労働省及び都道府県・政令指定都市・特別区の保健所
	児童福祉法	児童の健やかな育成のための児童福祉施設の種別、国・地方公共団体の施策、費用負担等が定められている。	厚生労働省、都道府県及び市町村

2．園児の安全管理について

当社がサービスを提供する園児は乳幼児であることから、転倒や異物誤飲、窒息等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、保育園においては食事の提供が行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社は、保育手順や事故防止対策等については、職種別・階層別研修による従業員の訓練や職種別委員会の開催、業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社の管理責任が問われた場合、当社の社会的信用が低下するとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．少子化や待機児童数等の環境について

当社では、女性の就業率上昇が進むことを念頭に政府が掲げた待機児童ゼロの達成目標を受けて、今後も自治体による待機児童解消に向けた取り組みが継続するものと考えております。

しかしながら、少子化、待機児童の減少等の理由により、入園する児童数が当初の見込みを下回った場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．他社との競合について

保育園の開設は自治体の審査基準によって選ばれます。したがって、競合他社が同自治体への保育園開設申請を行うことにより、当社の保育園開設計画が予定通り進捗しない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

．食品事業について

1．商品の品質評価について

当社は、利用者に安心・安全な食品をお届けするために、食品衛生法及び関連法令の遵守並びにJAS法等の基準に基づいた商品の販売を行っております。しかしながら、予期せぬ商品のトラブル等が発生し、当該商品を販売した当社に対する風評等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績及び財政状態の状況

当事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の当社の事業において、経済状況の変化としては2019年10月に実施された薬価改定や消費税の増税の実施がありました。また、第4四半期からは新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響により、経済、経営環境が厳しい状況となる中で、当社では各事業に課せられた社会的意義を全うしながら、患者様、ご利用者様および社員の安心安全を守るために社内連絡体制の見直しと強化、感染防止策の徹底を敢行し、全社一丸となって事業活動の継続に尽力してまいりました。

2020年2月25日の厚生労働省発表の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を受け、当社では翌26日に取締役会指示のもと社内に「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、本部の体制と対処方法の原則の周知を行いました。

それを受け、各事業部では同日に対策を打出し、店舗、事業所、保育園等への周知徹底を行ってまいりました。医薬事業では薬局業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を新型コロナウイルス対応版として発動、および厚生労働省発表の「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」に従い、感染症の予防と拡大防止に努めてまいりました。また、介護事業では感染症予防マニュアルの発動および厚生労働省老健局発表の「介護保険最新情報」を参考に職員に感染予防対応の通達と徹底を行い、ご利用者様、入居者様、ご家族様に対して対応策の徹底への協力をお願いする手紙の配付などを行ってまいりました。そして、保育事業では厚生労働省が発表した「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」および自治体からの指示・通達を基本とし、当社の感染症対策を各園に通達して対応してまいりました。

この結果、売上高16,686百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益352百万円（前年同期比61.7%増）、経常利益337百万円（前年同期比52.4%増）、当期純利益435百万円（前年同期比28.3%増）となりました。

<セグメントごとの経営成績>

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（医薬事業）

当事業年度において、2店舗開設、2店舗閉店いたしました。

医薬事業を取り巻く環境は、薬価改定や2%の消費税増税等の影響で事業環境が更に厳しくなる状況の中、当社では引き続き「かかりつけ薬剤師」「かかりつけ薬局」の機能の強化により、地域から信頼される薬局であること、また「在宅業務」など人と人をつなぐサービスの推進により、その収益確保に取り組んでまいりました。

処方箋枚数については、医療モールを中心とする新店の処方箋枚数が伸びたものの、当社が多く展開している総合病院前の調剤薬局では、大病院に集中している患者様を地域のクリニックへ紹介する「逆紹介」の影響により、枚数は減少いたしました。

処方箋単価については、抗HIV薬、抗がん剤や希少疾患薬等の高額薬品の処方の増加に加え、患者様のニーズに応える「かかりつけ薬局」としてのサービスの充実および後発医薬品調剤体制加算の取得店舗数を着実に伸ばしたこと等により、単価は順調に上昇いたしました。

この結果、売上高は、9,417百万円（前年同期比2.4%増）、セグメント利益は、623百万円（前年同期比17.2%増）と増収・増益となりました。

なお、当事業年度末における調剤薬局店舗数は、40店舗（前事業年度末比±0店舗）となりました。

(介護事業)

当事業年度では、居宅介護支援事業所1カ所、福祉用具・販売事業所1カ所を閉鎖いたしました。

介護事業を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進行を背景に、介護サービスに対する需要の増加とともに、利用者の介護ニーズの多様化が見られます。このため、当社では求められる介護サービスの提供とその質の向上を図るべく、人材の適正配置と教育・研修の充実による介護人材の育成・強化を図るとともに、介護人材の定着率の向上に努めてまいりました。これにより通所介護を中心に有資格者の手厚い配置が可能となり、加算の追加算定等による売上の増加に繋がりました。また、ドミナント展開している事業所では利用者のニーズに合わせたサービス展開と、サービス実績がケアマネジャーから認められることにより、利用の拡大と売上の増加に繋がりました。

しかしながら、当期においては、度重なる台風による通所介護事業所の数日間の営業休止に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に懸念を示した一部利用者の利用の自粛などもあり、利用者数は減少いたしました。また、サービス付き高齢者向け住宅を中心とする居住系サービスでは、近隣の環境変化や入居者の自然減による退去者数が例年よりも多かったことで、退去と次の入居の間に発生する家賃および介護サービスの一時的な減少等も影響し、売上は減少しました。

利益面については、食事サービスの外注による業務の効率化、また、継続的に進めてきたコストの適正化などにより、利益率の改善に努めてまいりました。

この結果、売上高は、3,204百万円（前年同期比0.7%減）、セグメント利益は、144百万円（前年同期比10.4増）と減収・増益となりました。

なお、当事業年度末における介護事業所数・施設数は、57事業所（前事業年度末比 2事業所）となりました。

(保育事業)

当事業年度において、東京都豊島区、葛飾区及び千葉県船橋市に新たに認可保育園3園を開設いたしました。

保育事業を取り巻く環境は、子育て家庭の共働き率が上昇傾向にあり、依然として子育て支援事業に対する需要は高い状況にある一方で、保育士確保は首都圏を中心に厳しい状況が続いております。しかしながら、当社では保育士等の採用活動への注力により、毎年人材の安定確保を実現しており、さらに保育士等の研修会の実施等を行うことで保育サービスの質の向上に努めながら、2020年4月開設予定の保育園の開園準備に注力してまいりました。

業績については、2019年3月末に認証保育園を1園閉園したことによる売上の減少がありつつも、2018年4月に開設した認可保育園（2園）と、2019年4月に開設した認可保育園（3園）および2019年4月から定員変更をした認可保育園（3園）の園児数が順調に増加したことにより業績に貢献いたしました。

この結果、売上高は、3,225百万円（前年同期比13.6%増）、セグメント利益は、326百万円（前年同期比41.8%増）と増収・増益となりました。

なお、当事業年度末における運営保育園数は、23園（前事業年度末比+3園）となりました。

(その他（食品事業）)

当事業年度において、学校給食部門を中心に、効率的な物流体制の構築に注力したほか、営業エリア内にて、新規取引先の確保に努めてまいりました。

業績については、当社がフランチャイジーとして店舗展開している銀のさら（3店舗）の売上が堅調に推移いたしました。一方、学校給食部門では新型コロナウイルスの感染拡大の影響により2020年3月には足立区・葛飾区の公立の小中学校が全面休校になり、配食数が減少したことにより売上高は減少いたしました。その中で、事業部全体で人員配置の見直し等によるコスト削減に努め、利益の確保に努めてまいりました。

この結果、売上高は、838百万円（前年同期比3.5%減）、セグメント利益は、19百万円（前年同期比6.0%増）と減収・増益となりました。

< 財政状態の状況 >

(資産)

当事業年度末における流動資産は、4,344百万円となり、前事業年度末に比べ426百万円増加いたしました。

これは主に現金及び預金が198百万円、売掛金が96百万円、未収入金が96百万円増加したことによるものであります。固定資産は、4,504百万円となり、前事業年度末に比べ165百万円増加いたしました。これは主に保育園の開設に伴う建物附属設備等の有形固定資産が174百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、8,848百万円となり、前事業年度末に比べ592百万円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は、4,698百万円となり、前事業年度末に比べ62百万円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が172百万円、未払金が76百万円、買掛金が66百万円、及び預り金が43百万円減少したものの、短期借入金が254百万円、未払法人税等が130百万円増加したため、全体として増加しております。

固定負債は、1,635百万円となり、前事業年度末に比べ614百万円減少いたしました。これは主に繰延税金負債が56百万円、資産除去債務が19百万円増加したものの、長期借入金が496百万円、長期未払金が120百万円、及び社債が41百万円減少したため、全体として減少しております。

この結果、負債合計は、6,333百万円となり、前事業年度末に比べ551百万円減少いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、2,515百万円となり、前事業年度末に比べ1,144百万円増加いたしました。これは主に公募増資の実施及び新株予約権の行使に伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ354百万円、当期純利益を計上したことにより利益剰余金が435百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は28.4%（前事業年度末は16.6%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末と比較して142百万円増加し、1,330百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は545百万円（前年同期は95百万円の使用）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益649百万円、減価償却費324百万円であり、主な減少要因は、未払金の減少額125百万円、法人税等の支払額98百万円、売上債権の増加額96百万円、仕入債務の減少額66百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は535百万円（前年同期は206百万円の使用）となりました。主な増加要因は、敷金及び保証金の回収による収入19百万円であり、主な減少要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出488百万円、敷金及び保証金の差入による支出40百万円、定期預金の預入による支出36百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は132百万円（前年同期は92百万円の収入）となりました。主な増加要因は、株式の発行による収入708百万円、短期借入金の増加額254百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出668百万円、割賦債務の返済による支出85百万円、社債の償還による支出41百万円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第36期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
医薬事業(千円)	6,288,422	100.6
介護事業(千円)	157,874	81.0
保育事業(千円)	83,172	105.6
その他(千円)	511,040	94.6
合計	7,040,510	99.6

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 「その他」には食品事業が含まれます。

b. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第36期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
医薬事業(千円)	9,417,457	102.4
介護事業(千円)	3,204,859	99.3
保育事業(千円)	3,225,113	113.6
その他(千円)	838,928	96.5
合計	16,686,358	103.4

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 「その他」には食品事業が含まれます。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。詳細については、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は、16,686百万円と、前事業年度に比べ3.4%、551百万円の増収となりました。これは主に、保育事業における新規保育園開設等による受入児童数の増加、及び医薬事業における抗HIV薬等の高額薬品の処方や各種加算獲得による処方箋単価の上昇によるものです。

以下、各事業における経営指標 (KPI) の分析です。

(医薬事業)

以下の5つをKPIとしております。

(a) 処方箋枚数、(b) 処方単価は外部環境・行政方針に影響を受けるものであり、(c) 後発品調剤率、(d) かかりつけ薬剤師指導料 (件数)、(e) 在宅処方件数は企業努力により向上が図れる指標です。

処方箋枚数、処方単価においては、応需先の病院の影響と薬価改定によるマイナスの影響を受けました。しかし、計画的出店を進め、その影響を最小限にとどめました。

併せて、後発品調剤率、かかりつけ薬剤師指導料 (件数)、在宅処方件数については、それぞれの計画を立案し、全店舗にその目標を共有し、毎月実績を掌握し効果測定を行い、向上についての対策を実施してまいりました。その結果、これらの指標については前事業年度を上回る実績を収めることができました。

(a) 処方箋枚数

当事業年度の処方箋枚数は638,746枚と、前事業年度の642,265枚に比べて 3,519枚となりました。

これは、当社が多く展開している総合病院前の調剤薬局で、大病院に集中している患者様を地域のクリニックへ紹介する「逆紹介」の影響による処方箋枚数の減少が、新規店舗開設による処方箋枚数増加を上回ったことによるものです。

(b) 処方単価

当事業年度の処方単価は14,220円と、前事業年度の13,757円に比べて + 463円となりました。

これは、抗HIV薬、抗がん剤や希少疾患薬等の高額薬品の処方の増加による薬剤料単価の上昇に加え、後発医薬品調剤体制加算の取得店舗数を着実に伸ばしたこと等により技術料単価が上昇したことによるものです。

(c) 後発品調剤率

当事業年度の後発品調剤率 (年間平均) は77.9%と、前事業年度の72.8%に比べて + 5.1%となりました。

(d) かかりつけ薬剤師指導料 (件数)

当事業年度のかかりつけ薬剤師指導料の算定件数は5,676件と、前事業年度の5,813件に比べて 137件となりました。

(e) 在宅処方件数

当事業年度の在宅処方件数は21,529件と、前事業年度の18,424件に比べて+3,105件となりました。

(介護事業)

以下の3つをKPIとしております。

これらの内容については、全て当社の営業努力で改善が図れるものであります。

それぞれの計画を立案し、該当の事業所とその目標を共有し、毎月実績を掌握し効果測定を行い、向上についての対策を実施してまいりました。その結果、前事業年度を上回る実績を収めることができました。

(a) サービス付き高齢者向け住宅の入居率

当事業年度のサービス付き高齢者向け住宅（特定施設含む）の平均入居率は94.7%と、前事業年度の94.3%に比べて+0.4%となりました。

(b) 平均要介護度

当事業年度のサービス付き高齢者向け住宅（特定施設含む）の平均介護度は2.2と、前事業年度の2.1とほぼ同水準となっております。

(c) デイサービス（通所介護）の利用者数

当事業年度のデイサービス（認知症対応型含む）の利用者数は112,274人と、前事業年度の113,910人に比べて1,636人となりました。

これは主に、度重なる台風による数日間の営業休止に加え、新型コロナウイルス感染拡大に懸念を示した一部利用者の利用自粛等の影響もあり、利用者数が減少したことによるものです。

(保育事業)

以下の2つをKPIとしております。

(a) 受入児童数は、自治体からの園児の受け入れに影響を受けるものです。

人材確保が保育所運営に大きな影響を及ぼすため、(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数という指標を設けて、企業努力により人材の確保を行っております。

受入児童数については、開園数に合わせて堅調に伸びております。

また、保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数は、前事業年度を上回る実績を収めることにより、人材の確保ができました。

(a) 受入児童数

当事業年度の受入児童数は17,616人と、前事業年度の15,965人に比べて+1,651人となりました。

これは主に、2019年4月に新規開園した保育園の園児数の増加によるものであります。

(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

当事業年度の保育士採用におけるエントリー数（中途採用）は2,450名（前期比+250名）、園見学数（新卒）は240名（前期比+103名）、選考面接数（新卒）は69名（前期比+14名）となり、保育士の採用に寄与しました。

(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

売上原価は、15,011百万円と、前事業年度に比べ2.4%、347百万円の増加となりました。介護事業において、食事サービスの外注による業務効率化等のコスト削減を図ったこと等の減少要因がありましたが、保育事業において、新規保育園開設に伴うコスト増加の要因に加え、医薬事業において、調剤売上増加に伴う仕入原価が増加した影響を受けたことで全体として増加いたしました。

なお、売上原価率は前事業年度が90.9%であったところ、当事業年度は90.0%となりました。

販売費及び一般管理費は、1,322百万円と、前事業年度に比べ5.6%、70百万円増加しました。これは主に、2020年3月の株式上場の際、新株発行による資金調達を実施したことにより、資本金が1億円超となったことで、法人事業税に係る外形標準課税の対象となり、付加価値割及び資本割が71百万円発生したことによるものであります。

なお、売上高販管費率は前事業年度が7.8%であったところ、当事業年度は7.9%となりました。

以上の結果、営業利益は、352百万円と前事業年度に比べ61.7%、134百万円の増益となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、80百万円と、前事業年度に比べ31.5%、36百万円減少しました。これは主に、雑収入(助成金収入等)、及び賃貸収入の減少によるものです。

営業外費用は、94百万円と、前事業年度に比べ16.4%、18百万円減少しました。これは主に、賃貸原価が14百万円減少したことによるものです。

以上の結果、経常利益は337百万円と、前事業年度に比べ52.4%、116百万円の増益となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等、当期純利益)

特別利益は、394百万円と、前事業年度に比べ35.0%、102百万円増加しました。

これは主に、新規保育園開設等に伴う設備等補助金収入が前事業年度に比べ81百万円増加したことによるものです。また、当事業年度において、当社所有の投資不動産の換地に応じたことに伴う行政からの移転補償金を42百万円計上しております。

特別損失は、82百万円と、前事業年度に比べ34.9%、21百万円増加しました。これは主に、減損損失の計上額が前事業年度に比べて30百万円増加したことによるものです。

法人税等は、213百万円となり、税引前当期純利益に対する負担税率は、32.9%となりました。

以上の結果、当期純利益は、435百万円と、前事業年度に比べ28.3%、96百万円増加いたしました。

b. 財政状態の分析

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 経営成績及び財政状態の状況」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の通りであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、原価に係る人件費、商品の仕入れ、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、薬局・介護施設・保育園等の開設に伴う設備投資によるものであります。

当社の基本的な資金調達手段は、短期の運転資金ニーズについては、金融機関からの短期借入で行い、設備投資や長期の運転資金ニーズについては、金融機関からの長期借入で行う方針です。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約(極度額1,300百万円(本書提出日現在))を締結しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 株式会社東昇商事の株式譲渡契約の締結

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、株式会社東昇商事の株式を取得（子会社化）するため、株式譲渡契約を締結することについて決議し、2020年6月29日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、株式譲渡は2020年7月1日を予定しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

5 【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動は、国立大学法人東京大学と共同で研究開発を行っており、当事業年度に支出した金額は1,851千円となっております。

具体的な研究開発活動は、医薬事業において、地域薬局における医薬品市販後情報の収集・解析・評価・提供システムを構築し、薬剤師の研鑽のための教材を創製するとともに、効率的な研修システムを構築し、その効果を検証いたしました。また、保育事業において、保育現場における服薬指導の現状の調査並びにあり方の検討を行うため、日常的もしくは一時的に服薬が必要となる未就学児を預かる可能性のある保育園において、保育士による服薬支援の現状を調査いたしました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、主として、保育事業において2020年4月開園の保育園（3園）の開設に伴う設備投資、及び医薬事業において調剤薬局（2店舗）の開設に伴う設備投資を中心に、合計557,665千円の設備投資を実施いたしました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に77,273千円、介護事業に25,347千円、保育事業に444,213千円、その他（食品事業）に2,906千円、全社共通として7,925千円の設備投資を行っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
調剤薬局 (首都圏)	医薬事業	店舗施設	326,123	59,101	270,468 (70.09)		29,490	685,183	177 (96)
介護事業所 (首都圏)	介護事業	介護施設	339,250	18,185	()	2,177	111,864	471,477	260 (295)
保育所 (首都圏)	保育事業	保育所施設	1,720,482	134,487	()	176,900	3,875	2,035,746	398 (162)
食品事業 本部 (東京都 足立区)	その他	給食施設 等	11,437	3,896	64,800 (403.45)			80,133	23 (62)
本社 (東京都 新宿区)他	全社共通	事務所等	9,544	12,270	()		95,024	116,839	36 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、借地権及びソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 帳簿価額は財務諸表の数値で記載しております。

5. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマー、登録社員)を外数で記載しております。

6. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
医薬事業 (東京都、神奈川県、埼玉県)	調剤薬局店舗	272,820
介護事業 (東京都、埼玉県、千葉県)	介護事業所	408,269
保育事業 (東京都、神奈川県、千葉県)	保育園	271,819
食品事業 (東京都)	店舗	8,319

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
 なお、当事業年度末における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
認可保育園 (東京都葛飾区)	保育事業	保育施設	160,000		自己資金、借入金 及び増資資金	2020年11月	2021年3月	(注)2.
認可保育園 (東京都葛飾区)	保育事業	保育施設	160,000		自己資金、借入金 及び増資資金	2020年11月	2021年3月	(注)2.
認可保育園 (東京都武蔵野市)	保育事業	保育施設	160,000		自己資金、借入金 及び増資資金	2020年11月	2021年3月	(注)2.
調剤薬局 2022年3月期開店 予定3店舗 (首都圏)	医薬事業	調剤薬局	93,500		自己資金、借入金 及び増資資金	2021年4月 以降	2022年3月 まで	(注)2.
認可保育園 2023年3月期開園 予定3園 (首都圏)	保育事業	保育施設	480,000		自己資金、借入金 及び増資資金	2021年4月 以降	2022年3月 まで	(注)2.
認可保育園 2024年3月期開園 予定3園 (首都圏)	保育事業	保育施設	480,000		自己資金、借入金 及び増資資金	2022年4月 以降	2023年3月 まで	(注)2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、数値的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 上記の重要な設備の新設等については、計画の見直しにより、総額が変更となっております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,760,000
計	7,760,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,450,600	2,454,600	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株でありま す。
計	2,450,600	2,454,600		

(注) 提出日現在の発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2015年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員3名
新株予約権の数(個)	7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,000 (注)1.6.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	270 (注)2.6.7.
新株予約権の行使期間	自 2015年2月11日 至 2025年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 273 (注)3.6.7. 資本組入額 137
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額2.7円と行使時の払込金額270円を合算しております。

4. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額を下回る価格となったとき
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてディスカウントドキャッシュフロー法(以下DCF法という)ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 4 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 4 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2016年 2 月15日開催の取締役会決議により、2016年 3 月24日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2019年 8 月 9 日開催の取締役会決議により、2019年 8 月29日付で普通株式 1 株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2015年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員9名
新株予約権の数(個)	18 [16]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,000 [16,000] (注)1.5.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	270 (注)2.5.6.
新株予約権の行使期間	自 2017年1月27日 至 2025年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 270 (注)5.6. 資本組入額 135
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2016年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員21名
新株予約権の数(個)	2,350 [2,150]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,500 [21,500] (注) 1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 2 . 5 .
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350 (注) 5 . 資本組入額 175
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 . 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 . 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員9名
新株予約権の数(個)	890
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,900 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2019年6月30日 至 2027年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 (注)5. 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年3月24日 (注)1	192,060	194,000		97,000		
2019年8月29日 (注)2	1,746,000	1,940,000		97,000		
2020年3月16日 (注)3	300,000	2,240,000	321,540	418,540	321,540	321,540
2020年3月17日～ 2020年3月31日 (注)4	210,600	2,450,600	33,049	451,589	33,049	354,589

- (注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。
 2. 株式分割(1:10)によるものであります。
 3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 2,330円
 引受価額 2,143.60円
 資本組入額 1,071.80円
 4. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
 5. 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が4,000株、資本金が620千円及び資本準備金が620千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	16	33	12	2	1,412	1,478	
所有株式数 (単元)		125	384	10,316	326	3	13,350	24,504	200
所有株式数 の割合(%)		0.51	1.57	42.10	1.33	0.01	54.48	100.00	

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社スリーユ	東京都新宿区富久町 5 - 6	800,000	32.64
青木 勇	東京都新宿区	684,000	27.91
グリーンホスピタルサプライ株式会社	大阪府吹田市春日 3 -20- 8	100,000	4.08
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神田 1 丁目12番 1 号	100,000	4.08
青木 文恵	東京都新宿区	60,000	2.44
ミアヘルサ従業員持株会	東京都新宿区河田町 3 -10	45,700	1.86
門倉 優里	神奈川県横浜市中区	40,000	1.63
青木 友紀	東京都新宿区	40,000	1.63
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人パークレイズ証券株 式会社)	1 CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP (東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号)	17,500	0.71
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	13,000	0.53
計		1,900,200	77.54

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,450,400	24,504	
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	2,450,600		
総株主の議決権		24,504	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当回数につきましては、定款に期末配当及び中間配当の2回と定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期の期末配当については、業績状況及び、現在の財務状況（自己資本比率）等を勘案し、配当を見送らせていただきます。

内部留保資金につきましては、保育園をはじめとした新規事業所の開設設備投資資金等、事業拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「私が変わる愛の経営「響働」」という経営理念に基づきコーポレート・ガバナンスに取り組んでおり、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役会から独立し、取締役の職務の執行を監督する監査役・監査役会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

事業の推進については、4事業本部（医薬事業本部・介護事業本部・保育事業本部・食品事業本部）が担当事業における経営管理を行っております。また、事業本部を支える会社全体の経営戦略機能を担う経営企画本部を設置し、中長期戦略の立案・推進により企業価値向上を図っています。併せて、経理・財務、人事、総務・法務、内部統制やコンプライアンス機能等、高度な専門性と経営マインドを備えた経営管理機能として管理本部を設置しております。

この4つの事業本部を基軸とした当社の事業体制に相応しい企業統治の体制を以下のとおり構築し、充実を図っています。

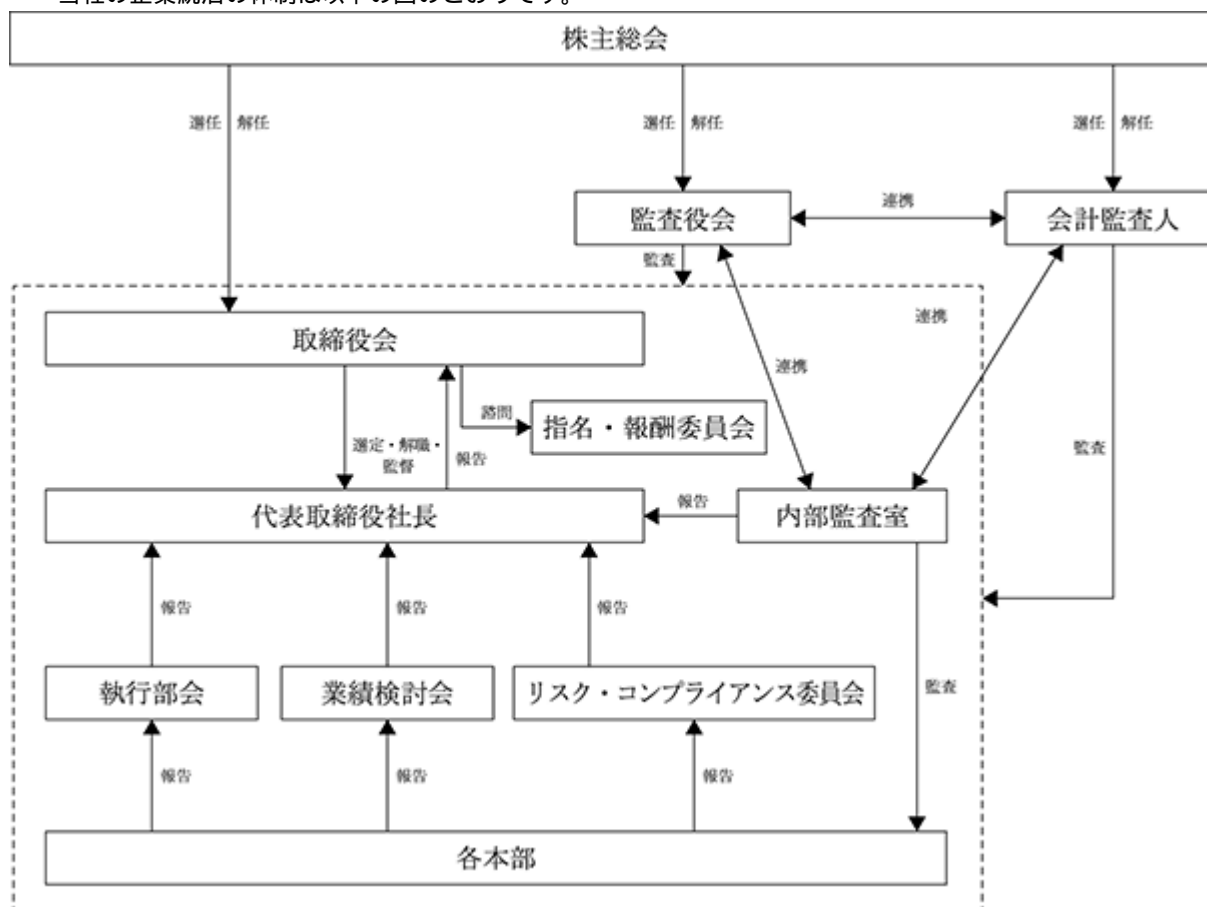
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりです。会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的な監査機関として、内部監査室を設置し、これらの機関の相互連携によって、健全な企業統治の体制が実現できると判断し、本体制を採用しております。

当社は常勤監査役1名及び社外監査役2名から構成される監査役会を設置し、代表取締役社長・副社長以外では、基本的には各事業本部長が業務執行取締役となるほか、牽制機能となる2名の社外取締役を置く体制としております。また、監査役の独立性、牽制機能を高め、コーポレート・ガバナンス機能を強化することを目的に、監査役は、社内での経験を活かし主に業務監査を担当する常勤監査役1名と、税理士・公認会計士、及び弁護士と各分野に精通した社外監査役2名から構成される体制としております。業務執行取締役に対し、社外監査役が牽制を行い、また業務を熟知した常勤監査役及び専門家である社外監査役で構成される各監査役が監査を行うことにより、効率的かつ効果的な企業統治の体制の構築を図っております。

当社の企業統治の体制は以下の図のとおりです。



<取締役会>

取締役会は、取締役青木勇氏、青木文恵氏、青木茂氏、佐藤安紀子氏、関根秀明氏、齊藤彰一氏、及び高橋雅彦氏、並びに社外取締役河合輝欣氏及び梅津興三氏の9名（定数15名以内）で構成しており、取締役社長が議長を務めます。原則として毎月1回の定例取締役会を開催しており、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。年度予算・中期経営計画・その他の重要な戦略の立案の監督と決定、並びに重要な業務執行の決定等を通じて経営全般に対する監督機能を発揮して経営の実効性と透明性を確保しております。また、当社の取締役は経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としています。

<監査役会>

監査役会は、監査役足立正弘氏、並びに社外監査役遠山典夫氏、及び原正雄氏の3名（定数5名以内）で構成しており、その決議によって監査役の中から議長を定めることとし、各監査役による監査の実効性を確保するための体制を整備しています。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行、及び取締役会の監督義務の履行状況についても監査をおこなっております。また、取締役会と連動して毎月監査役会を開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議をおこなっております。

<指名・報酬委員会>

指名・報酬委員会は、取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役及び重要な使用人の選任及び解任等、並びに取締役の報酬制度の審議を目的として、取締役会の諮問委員会として、取締役会の下に委員総数の過半数を社外役員とする指名・報酬委員会を設置しております。

なお、指名・報酬委員会は、取締役青木文恵氏、社外取締役河合輝欣、社外取締役梅津興三氏、及び社外監査役原正雄氏で構成しており、委員長は社外監査役原正雄氏が務めております。

<内部監査室>

内部監査室は、代表取締役社長直轄の専任組織として、内部監査計画書に基づき全事業所の監査を実施しております。内部監査室長は、内部監査結果を代表取締役社長に報告・承認後、「改善実施依頼書」により、被監査部門長に改善勧告を行い、改善勧告を受けた被監査部門長は、当該勧告に対して速やかに適切な措置を講じ、その結果を「改善実施報告書」をもって代表取締役社長に報告しております。内部監査室長は、報告された改善措置の状況を監査し、その有効性を評価しております。また、内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と連携し、監査の効率的な実施に努めております。

<会計監査人>

会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、適正な会計処理及び経営の透明性を確保しております。内部監査室と監査役、会計監査人は、年間を通じて随時情報交換を行い監査機能の相互連携を高めております。

<執行部会>

重要な経営課題を議論・周知することを目的として、原則として月1回の頻度で「執行部会」を開催しております。「執行部会」は、代表取締役社長、取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

<業績検討会>

中期経営計画及び年度経営計画と実績との差異分析を通じて経営効率の改善及び向上に資することを目的として「業績検討会」を、原則として月1回の頻度で開催しております。業績検討会は、代表取締役社長、取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

「リスク管理規程」、「コンプライアンス（法令順守）規程」及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、公正・適切なリスク管理・コンプライアンス推進を行うため、「リスク・コンプライアンス委員会」を、原則として3ヵ月に1回の頻度で開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、総務部に事務局を置き、代表取締役社長を委員長とし、全取締役、全監査役、内部監査室長、及び各本部のスタッフ責任者で構成されております。

本委員会においては、リスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、情報共有、対策検討等、必要な調査、審議を行うとともに社内教育を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は経営の健全性や透明性を高めるために、有効な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として業務の適正性を確保するために必要なものの整備を、下記のとおり取締役会において決議しています。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて法令その他特別に定めのあるときのほかは保存期間を定めて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 執行部会議事録
- d. 業績検討会議事録
- e. 本部長会議事録
- f. リスク・コンプライアンス委員会議事録
- g. 開発会議事録
- h. 投資判定会議事録
- i. その他重要な会議体等の議事録

(2) 上記(1)に定める文書の他、契約書、稟議書その他の文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、「リスク管理規程」を当社の損失に関する危険管理の統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

(2) 当社のリスク管理を担う機関として代表取締役社長を最高責任者に、管理本部担当取締役をリスク管理担当とし、リスク管理活動の推進を統括する。

(3) 当社のリスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、社内関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、及び全社共有・対策検討に対応し、かつ、機関決定に際し、適宜、必要な調査、審議、及び推進を行うことを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表（決裁基準）」等諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
 - (2) 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘する。
 - (3) 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
 - (4) 取締役は内部監査室が定期的実施する内部監査を通じて、当社の業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。
 - (5) 監査役は独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査する。
 - (6) 当社のコンプライアンス推進体制につき「コンプライアンス（法令遵守）規程」を定め、コンプライアンス推進部門（内部監査室と管理本部）の決定・指示のもとコンプライアンス推進責任者（各事業本部長）が基本方針を各事業本部役員に周知・徹底するとともに、随時研修する。また、内部監査室、管理本部及び監査役会を公益通報窓口とする公益通報制度を設け、当社及び各部署並びに役員等による違反行為に関する通報をはじめ、あらゆる相談を受け付ける体制を構築する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人とする）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき監査役スタッフを置くことを求めたときは、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、使用人から監査役スタッフを任命するものとする。
6. 監査役補助使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は監査役スタッフに関して以下の事項を明確化するなどして、監査役スタッフの独立性の確保に努める
 - a 監査役スタッフの権限
 - b 監査役スタッフの属する組織
 - c 監査役の監査役スタッフに対する指揮命令権
 - d 監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権
 - (2) 補助使用人は、その職務に関して取締役から指揮命令を受けない。また補助使用人の人事については監査役の同意を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、当社の役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 取締役は、公益通報者保護法等の法令を遵守し、社内体制を整備し、適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役は、7.(1)・(2)に掲げた、取締役及び使用人の監査役への報告に対して、それを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることがないものとする。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会、執行部会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
 - (2) 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
 - (3) 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高める。
11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその体制
- 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛するとともに、日本の関係法令及び行政指針を遵守し企業の社会的責任を全うし、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、お客様をはじめとする取引先、地域住民、株主、従業員等のステークホルダーの安心安全と、事業活動におけるコンプライアンスの確保、ならびに当社の経営資源の保全と業務の有効性・効率性の確保を通じ、事業目的の達成と持続的かつ安定的な発展をより適切かつ確実なものとするを目的として「リスク管理規程」を定めております。

当社は、当該規程において、リスク管理の行動指針を以下のとおり規定しております。

(リスク管理行動指針)

1. 当社役職員は、リスク管理の基本目的を達成するため、その重要性に応じて事業経営と一体となったりリスク管理を推進する。
2. 当社役職員は、社会と環境変化に伴うリスクの変化に応じた適切な方法により、リスク管理を推進する。
3. 当社役職員は、リスクの予兆の早期発見に努め、リスク情報および緊急事態の情報を上司および関連部署に速やかに報告し、組織的な対応をとる。
4. 緊急事態が発生した場合は、当社の役職員は前条に定めるリスク管理の基本目的を達成するため、責任ある行動をとらねばならない。

当社では、リスク管理を推進する体制として、事務局を管理本部総務部とし、管理本部長をリスク管理担当取締役及びリスク管理推進事務局長としております。

リスク管理担当取締役は、最高責任者である代表取締役社長を補佐し、リスク管理を統括し、随時リスク管理状況を執行部会、リスク・コンプライアンス委員会等、重要会議体に報告しております。また、リスク管理に関する教育啓発活動を計画的に指揮しております。

また、緊急事態への対応にあたり、人命尊重・地域の安全確保・被害損失を最小化するとの基本方針に基づき「緊急対策本部」を設置（緊急対策本部長は代表取締役社長）するとともに、必要に応じて社長が指名する取締役、管理本部、事業本部等にて構成する「緊急対策会議」（事務局長はリスク管理担当取締役、事務局を管理本部総務部）を設置します。

なお、緊急対策本部は、対策本部の運営全般ならびに情報の分析評価と被害等の拡大や再発等、今後の見通し及び対策の立案、実施方法の検討等に関する本部長の補佐を行うと共に、本部長により決定された対応方針、対策等についての関係部署に対する指示指導を行っております。

また、外部法律事務所との間で法律顧問契約を締結し、定期的（月1回程度）もしくは臨時に民事・刑事・会社法等法令に関連する諸事例の相談、内部統制に関するリスクのチェック、海外契約の法令チェック等アドバイスを受け、リスク管理・コンプライアンス遵守の取り組みを行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

e. 取締役の定数

当社の定款において、取締役15名以内、監査役5名以内と定めております。

f. 取締役の選任決議事項

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g. 定款の定めにより取締役会で決議する事ができる事項とした株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

ロ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性2名(役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	青木 勇	1946年3月21日	1968年4月 1984年9月	(株)給食普及会(現当社)設立 当社設立、代表取締役就任(現任)	(注)3	684,000
取締役 副社長 (介護事業本部、海外事 業担当)	青木 文恵	1952年2月7日	1975年9月 1991年5月 2000年1月 2001年5月 2009年4月	(株)給食普及会(現当社)入社 同社監査役 当社取締役 (株)給食普及会(現当社)取締役 当社取締役副社長(現任)	(注)3	60,000
取締役 経営企画本部 本部長	青木 茂	1953年11月18日	1976年4月 1976年9月 1981年4月 1990年7月 2014年4月 2017年6月	日本国民食(株)(現(株)ニッコトラスト) 入社 (株)給食普及会(現当社)入社 同社専務取締役 日本ビジョンコンサルティング(株)(現日本 ビジョン(株))設立、代表取締役 当社入社 当社取締役経営企画本部本部長(現任)	(注)3	
取締役 医薬事業本部 本部長	佐藤 安紀子	1944年7月17日	1982年3月 1984年10月 2015年6月	(株)給食普及会(現当社)入社 当社へ転籍 当社取締役医薬事業本部本部長(現任)	(注)3	4,000
取締役 保育事業本部 本部長	関根 秀明	1974年4月3日	2002年7月 2014年6月 2017年5月	当社入社 当社取締役介護事業本部本部長 当社取締役保育事業本部本部長(現任)	(注)3	3,000
取締役 食品事業本部 本部長	齊藤 彰一	1957年12月4日	1980年9月 1995年10月 2004年4月 2004年6月 2012年11月 2017年4月	(株)給食普及会(現当社)入社 当社へ出向 当社へ転籍 当社取締役管理本部本部長 当社取締役保育事業本部本部長 当社取締役食品事業本部本部長(現任)	(注)3	
取締役 管理本部 本部長	高橋 雅彦	1957年1月29日	1980年4月 2015年2月 2016年6月 2016年11月 2016年11月	松下電器産業(株)(現パナソニック(株)) 入社 当社へ出向、管理本部総務部長 当社管理本部本部長 当社へ転籍 当社取締役管理本部本部長(現任)	(注)3	1,000
取締役	河合 輝欣	1941年10月20日	1966年4月 1997年6月 2002年2月 2003年10月 2005年5月 2007年9月 2010年4月 2016年6月	日本電信電話公社(現NTT(株))入社 エヌティティデータ通信(株)(現(株)NTTデー タ)代表取締役副社長 NPO法人ASPインダストリ・コンソーシア ム・ジャパン(現一般社団法人ASP・ SaaS・AI・IoTクラウド産業協会)会長 (現任) TDCソフトウェアエンジニアリング(株)(現 TDCソフト(株))代表取締役社長 一般社団法人日本ソフトウェア産業協会(現一 般社団法人東京都情報産業協会)会長 (株)ユー・エス・イー取締役会長(現任) 財団法人雇用振興協会理事長 当社社外取締役(現任)	(注)3	
取締役	梅津 興三	1940年4月30日	1965年4月 1996年2月 1996年6月 2008年6月 2015年6月 2016年6月	(株)日本興業銀行(現(株)みずほフィナンシャル グループ)入行 同社常務取締役 興銀NWアセットマネジメント(株)(現アセッ トマネジメントOne(株))代表取締役社長 エヌユー知財フィナンシャルサービス(株) 代表取締役会長 当社顧問 当社社外取締役(現任)	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	足立 正弘	1956年1月16日	1979年4月 (株)給食普及会(現当社)入社 1991年5月 同社取締役 1992年10月 当社取締役 2001年5月 (株)給食普及会(現当社)常務取締役 2004年6月 当社取締役退任 2006年6月 当社取締役 2015年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	5,000
監査役	遠山 典夫	1964年3月23日	1987年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1995年1月 遠山公人税理士事務所入所 2010年8月 遠山典夫税理士事務所開所、代表(現任) 2016年6月 当社監査役(現任)	(注)4	
監査役	原 正雄	1973年11月30日	2001年10月 中島経営法律事務所入所 2006年4月 同事務所パートナー(現任) 2018年6月 当社監査役(現任)	(注)4	
計					758,000

- (注) 1. 取締役河合輝欣及び梅津興三は、社外取締役であります。
 2. 監査役遠山典夫及び原正雄は、社外監査役であります。
 3. 2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2019年8月29日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 取締役青木文恵は、代表取締役社長青木勇の配偶者であります。
 6. 取締役青木茂は、代表取締役社長青木勇の実弟であります。

社外役員の状況

当社では、社外取締役及び社外監査役をそれぞれ2名選任しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、独立した立場から監督及び監査を十分に行うことができる体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役河合輝欣は、情報通信・ITに関する十分な知見、及び会社経営の豊富な実績を有していることから適任と判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役梅津興三は、金融に関する十分な知見、及び会社経営の豊富な実績を有していることから適任と判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社の株式1,000株を保有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役遠山典夫は、公認会計士、税理士であり、財務・会計及び監査に関する十分な知見を有していることから適任と判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役原正雄氏は、弁護士であり、企業法務に精通し、専門家として十分な知見を有していることから適任と判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割については、会社の業務執行に係る決定において外部の客観的な立場から経営判断の監視を行うことにあると考えております。また、その独立性確保のためには、会社と利害関係が無いことが重要であると認識しております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めを設けておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考の上、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる者を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。また、監査役、内部監査部門、内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、内部統制システムの整備状況に留意の上、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立案し、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成しております。なお、監査計画策定においては、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定すると共に、効率的な監査を実施するため、必要に応じて会計監査人及び内部監査室等との協議または意見交換の内容を監査計画に反映しております。

また、監査役会は会計監査人から決算に関する監査計画について予め報告を受け、また、期中監査、期末監査終了後の監査報告会において監査結果の報告を受けるほか、適宜監査方法の確認を行い、必要に応じて意見交換を行う等、会計監査人との適切な連携を保っております。

監査役監査は常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名で実施しております。社外監査役のうち、1名は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、1名は弁護士であり、豊富な企業法務経験をもち、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
足立 正弘	20	20
遠山 典夫	20	20
原 正雄	20	19

監査役会における主な検討事項として、監査計画及び監査方針の策定、内部監査計画の承認、会計監査人の報酬等に関する同意、監査報告書の作成等があります。

また、常勤の監査役の活動として、重要な会議への出席、内部監査担当者との連携、業務執行取締役との個別面談等を実施している他、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集した上で、他の監査役への報告を適時実施することにより、監査役会としての監査機能の充実に努めております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査機関として社内に内部監査室を設置し、これを社長直属の組織として位置付け、年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。人員は室長含め2名体制であります。内部監査規程に基づいてさらに人員の必要がある場合は、代表取締役の承認を得て増員を行う支援体制が確立しております。

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査、会計監査人による監査）それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。監査役・内部監査室・会計監査人は、年間監査方針・監査計画等を三者で共有しております。また、定期的に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 小出 健治
指定有限責任社員 業務執行社員 鶴 彦太

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、その他 10名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定は、品質管理体制、独立性、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を指標に、総合的に

勘案しております。

当社の監査役会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については監査法人の品質管理体制、独立性、監査の実施体制及び、監査報酬見積額等の指標を元に総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
21,000		28,000	1,500

当事業年度における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、適切と判断したからであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 役員報酬制度の概要

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会への諮問を経て、当社取締役の報酬等の額の決定に関する方針を議論し、取締役会決定しております。

(b) 役員報酬限度額

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役報酬については2015年1月26日、監査役報酬については2016年6月29日であり、それぞれの決議において、取締役報酬限度額を年額250,000千円（提出日現在の対象取締役数9名（内、社外取締役2名）。）、監査役報酬限度額を年額18,000千円（提出日現在の対象監査役数3名（内、社外監査役2名）。）と定めております。

(c) 役員報酬制度の決定プロセス

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役報酬については取締役会であります。監査役報酬については、株主総会の決議によって決定された報酬の範囲内で、監査役会の協議により決定することとしております。

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬（基本報酬）等により構成されており、その支給の決定の方針、及び個々の取締役の支給額は、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

基本報酬は、原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。

また、業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。

- a 売上高対前期伸長率
- b 経常利益対前期伸長率
- c 経常利益計画達成度
- d 部門別重点目標達成度

当該指標を選択した理由は、対前期伸長率や事業計画の目標達成度に応じた支給倍率を設定することにより、事業セグメントの管掌取締役については事業セグメントの業績向上のインセンティブとなり、他の業務執行取締役については全社利益計画達成のインセンティブとなるためです。業績連動報酬の額の決定方法は、株主総会で決議した総額の範囲内で、個々の業務執行取締役の金額は内規に基づき算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することとしております。

当事業年度の取締役の報酬について、2020年5月19日に指名・報酬委員会で審議、同委員会にて了承された内容にて2020年6月11日開催の取締役会において全会一致にて承認されております。

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標については下記のとおりです。

2020年3月期における当該業績連動報酬に係る指標

(単位：千円)

	当期実績	当期計画	前期実績	計画達成度	対前期伸長率
売上高					
全社	16,686,358	16,422,084	16,134,543	101.61%	103.42%
医薬事業	9,417,457	9,048,260	9,197,504	104.08%	102.39%
介護事業	3,204,859	3,278,455	3,228,969	97.76%	99.25%
保育事業	3,225,113	3,205,661	2,838,845	100.61%	113.61%
その他	838,928	889,708	869,223	94.29%	96.51%
経常利益					
全社	337,757	235,252	221,619	143.57%	152.40%
医薬事業	625,909	533,085	534,319	117.41%	117.14%
介護事業	145,615	187,922	135,809	77.49%	107.22%
保育事業	318,567	279,465	244,099	113.99%	130.51%
その他	19,702	19,742	18,826	99.80%	104.66%

全社と各事業セグメントの合計額との差額は、事業セグメントに属しない全社費用であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	139,500	139,500		7
監査役 (社外監査役を除く。)	10,080	10,080		1
社外役員	13,200	13,200		4

役員報酬内規を2019年12月に制定しており、2020年3月期に係る業績連動報酬は2020年7月からの支給となるため、2020年3月期の業績連動報酬は計上しておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式においては、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合に区分しており、これに該当しない場合においては、純投資目的以外の目的である投資株式と区分することを基準としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.7%
売上高基準	%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	1.7%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修等に参加し、また社内研修も実施することによって、専門知識の蓄積に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,219,347	1,417,393
売掛金	1,714,854	1,811,136
商品	356,342	362,698
貯蔵品	7,307	7,464
前払費用	169,889	192,052
未収入金	409,463	505,572
その他	43,469	50,476
貸倒引当金	2,642	2,360
流動資産合計	3,918,033	4,344,433
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,170,291	2,337,779
構築物（純額）	47,086	69,059
車両運搬具（純額）	417	-
工具、器具及び備品（純額）	213,970	227,941
土地	335,268	335,268
リース資産（純額）	194,993	179,078
建設仮勘定	12,960	-
有形固定資産合計	1 2,974,985	1 3,149,126
無形固定資産		
借地権	204,360	204,360
ソフトウェア	57,659	35,893
その他	0	0
無形固定資産合計	262,019	240,254
投資その他の資産		
出資金	5,396	5,356
従業員に対する長期貸付金	1,000	6,384
長期前払費用	75,696	87,925
差入保証金	629,832	650,937
投資不動産（純額）	223,434	210,655
その他	166,137	153,797
投資その他の資産合計	1,101,497	1,115,056
固定資産合計	4,338,502	4,504,437
資産合計	8,256,536	8,848,870

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,264,812	2,197,823
短期借入金	2 686,668	2 941,500
1年内償還予定の社債	41,000	41,000
1年内返済予定の長期借入金	525,665	353,600
リース債務	34,985	30,825
未払金	327,244	250,300
未払費用	414,679	421,000
未払法人税等	43,944	173,978
預り金	67,040	23,435
前受収益	9,699	11,205
資産除去債務	-	19,826
賞与引当金	208,382	224,487
役員賞与引当金	3,285	-
その他	8,552	9,273
流動負債合計	4,635,959	4,698,258
固定負債		
社債	188,500	147,500
長期借入金	833,768	336,984
リース債務	293,760	262,934
長期未払金	271,325	151,176
長期預り保証金	116,452	114,951
繰延税金負債	97,751	153,789
資産除去債務	448,342	468,271
固定負債合計	2,249,900	1,635,608
負債合計	6,885,859	6,333,867
純資産の部		
株主資本		
資本金	97,000	451,589
資本剰余金		
資本準備金	-	354,589
資本剰余金合計	-	354,589
利益剰余金		
利益準備金	5,109	5,109
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	628,545	837,865
繰越利益剰余金	639,276	865,852
利益剰余金合計	1,272,932	1,708,827
株主資本合計	1,369,932	2,515,005
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12	21
評価・換算差額等合計	12	21
新株予約権	731	18
純資産合計	1,370,676	2,515,003
負債純資産合計	8,256,536	8,848,870

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
売上高	16,134,543	16,686,358
売上原価	14,664,617	15,011,882
売上総利益	1,469,925	1,674,476
販売費及び一般管理費	1,2 1,252,134	1,2 1,322,241
営業利益	217,790	352,234
営業外収益		
受取利息	217	186
受取配当金	70	70
賃貸収入	77,194	67,136
その他	39,724	12,908
営業外収益合計	117,206	80,302
営業外費用		
支払利息	27,240	24,750
社債利息	657	886
社債発行費	4,317	-
賃貸原価	76,230	61,272
その他	4,932	7,870
営業外費用合計	113,377	94,779
経常利益	221,619	337,757
特別利益		
店舗譲渡益	19,158	-
移転補償金	-	42,591
固定資産売却益	3 9	-
設備等補助金収入	270,821	351,883
その他	2,160	-
特別利益合計	292,148	394,474
特別損失		
固定資産除却損	4 583	4 42
減損損失	5 50,526	5 80,944
閉鎖事業所関連費	10,085	1,770
その他	140	-
特別損失合計	61,336	82,756
税引前当期純利益	452,432	649,475
法人税、住民税及び事業税	116,397	157,534
法人税等調整額	3,730	56,045
法人税等合計	112,666	213,579
当期純利益	339,765	435,895

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(1) 業務原価					
1. 人件費	1	4,674,369	31.9	4,869,838	32.4
2. 経費	2	3,003,048	20.5	3,107,888	20.7
合計		7,677,417	52.4	7,977,727	53.1
(2) 商品売上原価					
1. 商品期首棚卸高		277,227	1.9	356,342	2.4
2. 当期商品仕入高		7,066,315	48.2	7,040,510	46.9
3. 商品期末棚卸高		356,342	2.5	362,698	2.4
合計		6,987,200	47.6	7,034,154	46.9
当期売上原価		14,664,617	100.0	15,011,882	100.0

(脚注) 主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(千円)		当事業年度(千円)	
1	人件費には、次のものが含まれています。 賞与引当金繰入額 174,526	1	人件費には、次のものが含まれています。 賞与引当金繰入額 181,231
2	経費には、次のものが含まれています。 地代家賃 950,271 控除対象外消費税等 575,536 減価償却費 265,859 外注費 201,508	2	経費には、次のものが含まれています。 地代家賃 961,230 控除対象外消費税等 665,518 減価償却費 287,394 外注費 193,946

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	97,000	-	-	5,109	608,744	319,311
当期変動額						
新株の発行						
当期純利益						339,765
固定資産圧縮積立金の 積立					81,227	81,227
固定資産圧縮積立金の 取崩					61,426	61,426
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	19,801	319,964
当期末残高	97,000	-	-	5,109	628,545	639,276

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	933,166	1,030,166	20	20	731	1,030,919
当期変動額						
新株の発行		-				-
当期純利益	339,765	339,765				339,765
固定資産圧縮積立金の 積立		-				-
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			8	8	-	8
当期変動額合計	339,765	339,765	8	8	-	339,757
当期末残高	1,272,932	1,369,932	12	12	731	1,370,676

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	97,000	-	-	5,109	628,545	639,276
当期変動額						
新株の発行	354,589	354,589	354,589			
当期純利益						435,895
固定資産圧縮積立金の 積立					232,000	232,000
固定資産圧縮積立金の 取崩					22,680	22,680
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	354,589	354,589	354,589	-	209,320	226,575
当期末残高	451,589	354,589	354,589	5,109	837,865	865,852

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,272,932	1,369,932	12	12	731	1,370,676
当期変動額						
新株の発行		709,178				709,178
当期純利益	435,895	435,895				435,895
固定資産圧縮積立金の 積立		-				-
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			33	33	713	746
当期変動額合計	435,895	1,145,073	33	33	713	1,144,327
当期末残高	1,708,827	2,515,005	21	21	18	2,515,003

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	452,432	649,475
減価償却費	300,436	324,122
減損損失	50,526	80,944
退職給付引当金の増減額(は減少)	206,869	-
賞与引当金の増減額(は減少)	34,051	16,105
貸倒引当金の増減額(は減少)	942	282
受取利息及び受取配当金	287	257
支払利息及び社債利息	27,897	25,636
設備等補助金収入	270,821	351,883
店舗譲渡益	19,158	-
移転補償金	-	42,591
固定資産除却損	583	42
売上債権の増減額(は増加)	147,095	96,281
たな卸資産の増減額(は増加)	81,334	6,512
仕入債務の増減額(は減少)	79,558	66,988
役員賞与引当金の増減額(は減少)	3,285	3,285
未収入金の増減額(は増加)	67,772	350
未払金の増減額(は減少)	17,419	125,407
その他	62,912	31,481
小計	116,339	371,705
利息及び配当金の受取額	287	257
利息の支払額	27,774	25,636
設備等補助金の入金額	242,091	255,424
法人税等の支払額	193,306	98,599
移転補償金の受取額	-	42,591
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,041	545,742
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	391,294	488,449
店舗譲渡による収入	23,329	-
定期預金の預入による支出	54,664	36,061
定期預金の払戻による収入	266,212	-
敷金及び保証金の差入による支出	46,222	40,284
敷金及び保証金の回収による収入	9,870	19,180
その他	13,734	10,202
投資活動によるキャッシュ・フロー	206,503	535,413

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（ は減少）	496,668	254,832
長期借入れによる収入	150,000	-
長期借入金の返済による支出	615,974	668,849
社債の発行による収入	245,682	-
社債の償還による支出	46,500	41,000
株式の発行による収入	-	708,465
割賦債務の返済による支出	100,514	85,847
ファイナンス・リース債務の返済による支出	36,553	34,985
財務活動によるキャッシュ・フロー	92,808	132,614
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	208,736	142,943
現金及び現金同等物の期首残高	1,395,984	1,187,247
現金及び現金同等物の期末残高	1,187,247	1,330,191

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品

総平均法(但し、食品事業部の商品は先入先出法)

(2) 貯蔵品

先入先出法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	3～35年
工具、器具及び備品	2～25年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額を費用として処理しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額を費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定と同一の方法により均等償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益基準に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症の影響により、医薬事業の処方箋枚数や介護事業の通所介護事業所の利用者数、食品事業の学校給食への食材の卸売に影響が出るものと考えております。これらの影響は少なくとも一定期間続くとの仮定のもと、会計上の見積もりを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,784,689千円	2,956,852千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額の総額	900,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	570,000 "	700,000 "
差引額	330,000千円	600,000千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	163,380千円	162,780千円
給料手当	419,314 "	425,129 "
退職給付費用	6,015 "	15,352 "
賞与引当金繰入額	33,855 "	43,256 "
減価償却費	21,967 "	23,948 "
役員賞与引当金繰入額	3,285 "	- "
貸倒引当金繰入額	942 "	- "
おおよその割合		
販売費	0.3%	0.2%
一般管理費	99.7%	99.8%

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	- 千円	1,851千円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
車両運搬具	9千円	- 千円
計	9千円	- 千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	109千円	- 千円
車両運搬具	- "	0 "
工具、器具及び備品	474 "	42 "
ソフトウェア	0 "	0 "
計	583千円	42千円

5 減損損失

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
東京都(1店舗)	店舗(薬局)用資産	建物附属設備、構築物、 工具、器具及び備品	13,041
東京都(1園)	保育園用資産	建物附属設備、構築物、 工具、器具及び備品、 ソフトウェア	37,485

当社は、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

店舗等において経営環境の著しい悪化により回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(50,526千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物附属設備47,250千円、工具、器具及び備品2,847千円、構築物282千円及びソフトウェア146千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零と評価しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
東京都(4店舗)	店舗(薬局)用資産	建物附属設備、 工具、器具及び備品、 ソフトウェア	51,249
首都圏(5事業所)	介護事業所用資産	建物附属設備、 車両運搬具、 工具、器具及び備品、 ソフトウェア	29,694

当社は、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖等により既存の投資回収が困難になった資産グループのうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(80,944千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物附属設備61,951千円、工具、器具及び備品14,127千円、ソフトウェア4,725千円、車両運搬具138千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零と評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	194,000	-	-	194,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2015年ストック・オプションとしての第1回新株予約権						261
2015年ストック・オプションとしての第2回新株予約権						
2016年ストック・オプションとしての第3回新株予約権						470
2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権						
2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
合計			合計			731

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	194,000	2,256,600	-	2,450,600

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、株式分割による増加1,746,000株、新規上場に伴う公募増資による増加300,000株、新株予約権の権利行使による増加210,600株によるものであります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2015年ストック・オプションとしての第1回新株予約権						18
2015年ストック・オプションとしての第2回新株予約権						
2016年ストック・オプションとしての第3回新株予約権						
2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権						
2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
合計						18

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	1,219,347千円	1,417,393千円
預入期間が3か月を超える定期預金	32,100 "	87,201 "
現金及び現金同等物	1,187,247千円	1,330,191千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、保育事業における不動産賃借物件であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内	45,079千円	48,295千円
1年超	676,941 "	640,464 "
合計	722,020千円	688,760千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に新規出店等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引のみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。差入保証金の主な内容は、賃借物件の貸主への敷金・保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で16年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務統括部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,219,347	1,219,347	
(2) 売掛金	1,714,854	1,714,854	
(3) 差入保証金	629,832	589,258	40,574
資産計	3,564,035	3,523,460	40,574
(1) 買掛金	2,264,812	2,264,812	
(2) 短期借入金	686,668	686,668	
(3) 長期借入金(1年以内返済含む)	1,359,433	1,355,551	3,881
(4) 社債(1年以内返済含む)	229,500	229,240	259
(5) リース債務(1年以内返済含む)	328,745	332,476	3,730
負債計	4,869,159	4,868,748	410

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,417,393	1,417,393	
(2) 売掛金	1,811,136	1,811,136	
(3) 差入保証金	650,937	618,084	32,853
資産計	3,879,467	3,846,613	32,853
(1) 買掛金	2,197,823	2,197,823	
(2) 短期借入金	941,500	941,500	
(3) 長期借入金(1年以内返済含む)	690,584	688,564	2,019
(4) 社債(1年以内返済含む)	188,500	188,261	238
(5) リース債務(1年以内返済含む)	293,760	296,955	3,195
負債計	4,312,167	4,313,105	937

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した受取り見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年以内返済含む)、及び(5) リース債務(1年以内返済含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 社債(1年以内返済含む)

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年3月期	2020年3月期
出資金()	5,396	5,356

() 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,219,347			
売掛金	1,714,854			
差入保証金				629,832
合計	2,934,202			629,832

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,417,393			
売掛金	1,811,136			
差入保証金				650,937
合計	3,228,529			650,937

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	686,668					
長期借入金	525,665	415,504	271,096	101,208	45,960	
社債	41,000	41,000	41,000	41,000	31,000	34,500
リース債務	34,985	30,825	26,509	25,581	25,338	185,505
合計	1,288,318	487,329	338,605	167,789	102,298	220,005

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	941,500					
長期借入金	353,600	218,248	82,200	36,536		
社債	41,000	41,000	41,000	31,000	21,000	13,500
リース債務	30,825	26,509	25,581	25,338	25,624	159,881
合計	1,366,925	285,757	148,781	92,874	46,624	173,381

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2018年4月1日より退職一時金制度から確定拠出年金制度へ全面移行しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	206,869千円	千円
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	206,869 "	"
退職給付債務の期末残高	"	"

3. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前事業年度70,517千円、当事業年度74,824千円であります。

4. その他退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行したことによる当事業年度の損益への影響はありません。また、確定拠出年金制度への資産移換額は206,216千円であり、8年間で移換する予定であります。なお、当事業年度末時点の未移換額124,661千円は、未払金（流動負債）及び長期未払金（固定負債）に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年3月24日に1株を100株とする株式分割、及び2019年8月29日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年1月26日	2015年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員3名	当社取締役3名 当社従業員11名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式97,000株	普通株式38,000株
付与日	2015年2月10日	2015年2月10日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2015年2月11日～2025年1月26日	2017年1月27日～2025年1月26日(注1)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2016年3月31日	2016年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社従業員24名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式100,000株	普通株式28,000株
付与日	2016年3月31日	2016年3月31日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2018年4月1日～2026年3月31日	2018年4月1日～2026年3月31日(注1)

第5回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式12,000株
付与日	2017年6月29日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2019年6月30日～2027年6月29日(注1)

(注1) 当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ権利行使できる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2015年1月26日 第1回新株予約権	2015年1月26日 第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		34,000
付与		
失効		
権利確定		34,000
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	97,000	
権利確定		34,000
権利行使	90,000	16,000
失効		
未行使残	7,000	18,000

決議年月日	2016年3月31日 第3回新株予約権	2016年3月31日 第4回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		25,000
付与		
失効		
権利確定		25,000
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	100,000	
権利確定		25,000
権利行使	100,000	1,500
失効		
未行使残		23,500

決議年月日	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	12,000
付与	
失効	
権利確定	12,000
未確定残	
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	12,000
権利行使	3,100
失効	
未行使残	8,900

単価情報

決議年月日	2015年 1月26日 第 1 回新株予約権	2015年 1月26日 第 2 回新株予約権
権利行使価格(円)	270	270
行使時平均株価(円)	1,300	1,467
付与日における公正な評価単価(円)		

決議年月日	2016年 3月31日 第 3 回新株予約権	2016年 3月31日 第 4 回新株予約権
権利行使価格(円)	350	350
行使時平均株価(円)	1,300	1,162
付与日における公正な評価単価(円)		

決議年月日	2017年 6月29日 第 5 回新株予約権
権利行使価格(円)	400
行使時平均株価(円)	1,367
付与日における公正な評価単価(円)	

(注1) 第1回から第5回までのストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの単位あたりの本源的価値を見積る方法によって、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もっております。なお、単位あたりの本源的見積方法はDCF法、及び時価純資産法により算定した価格を用いております。

(注2) 2016年3月24日に1株を100株とする株式分割、及び2019年8月29日に1株を10株とする株式分割による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	43,916千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	211,068千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	72,100千円	68,738千円
減価償却超過額	100,035 "	109,545 "
資産除去債務	155,126 "	149,455 "
未払費用	13,361 "	11,537 "
未払事業税		21,708 "
未払事業所税	2,545 "	2,292 "
長期未払金	58,676 "	31,809 "
その他	130,021 "	112,348 "
繰延税金資産小計	531,866千円	507,436千円
評価性引当額	150,872 "	147,423 "
繰延税金資産合計	380,994千円	360,013千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	312,776 "	369,781 "
資産除去債務に対応する除去費用	92,245 "	89,080 "
長期前払消費税等	1,125 "	332 "
その他	72,597 "	54,609 "
繰延税金負債合計	478,745千円	513,802千円
繰延税金負債純額	97,751千円	153,789千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	34.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	0.5
税額控除	3.4	2.8
留保金課税		3.8
住民税均等割	1.1	1.2
評価性引当金の増減	5.1	2.1
税率変更による影響		1.7
その他	4.0	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9	32.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2020年3月の上場の際に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.6%から、2020年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額が11,244千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本部等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対応する資産の耐用年数や定期賃貸借契約の契約年数等に応じて8年～39年と見積り、割引率は0%～2.28%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	515,398千円	448,342千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	45,231 "	42,093 "
時の経過による調整額	4,681 "	4,505 "
原状回復義務の免除による減少額	1,442 "	"
資産除去債務の履行による減少額	"	6,844 "
見積りの変更による減少額(注1)	115,526 "	"
期末残高	448,342千円	488,098千円

(注1) 前事業年度において、施設の退去時に必要とされる原状回復費の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による減少額115,526千円を資産除去債務残高から減算しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルと居住用アパート(土地を含む。)を有しております。

2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は840千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,560千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	316,875	303,897
	期中増減額	12,978	12,778
	期末残高	303,897	291,118
期末時価		275,902	236,400

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 貸借対照表計上額の期末残高のうち、80,463千円は賃貸用ビルの借地権であり、無形固定資産に計上しております。
 3. 期中増減額のうち、前事業年度の増加は、賃貸用ビルの工具、器具及び備品(105千円)であり、減少は、減価償却費(12,609千円)及び固定資産除却損(474千円)であります。
 当事業年度の減少は、減価償却費(11,610千円)及び固定資産除却損(1,168千円)であります。
 4. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「医薬事業」、「介護事業」及び「保育事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「医薬事業」は、日生薬局において保険調剤薬局事業を実施しています。

「介護事業」は、主に介護保険法、高齢者住まい法に基づく各種サービスを提供しています。

「保育事業」は、認可保育園及び認証保育園を運営しています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 3	財務諸表 計上額 (注) 3
	医薬事業	介護事業	保育事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,197,504	3,228,969	2,838,845	15,265,319	869,223	16,134,543	-	16,134,543
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	10,187	10,187	10,187	-
計	9,197,504	3,228,969	2,838,845	15,265,319	879,410	16,144,730	10,187	16,134,543
セグメント利益	531,640	130,771	230,588	893,000	18,515	911,516	693,725	217,790
セグメント資産	2,389,970	1,014,721	2,586,145	5,990,837	168,202	6,159,040	2,097,495	8,256,536
その他の項目								
減価償却費	58,987	52,769	159,770	271,527	2,499	274,027	26,409	300,436
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 2	94,546	34,991	356,618	486,156	1,891	488,047	6,239	494,287
設備等補助金収入	-	11,829	258,992	270,821	-	270,821	-	270,821

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額の区分には、各報告セグメントに配分していない全社費用 693,725千円が含まれております。全社費用は主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(3) セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	財務諸表 計上額 (注)3
	医薬事業	介護事業	保育事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,417,457	3,204,859	3,225,113	15,847,430	838,928	16,686,358	-	16,686,358
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	13,654	13,654	13,654	-
計	9,417,457	3,204,859	3,225,113	15,847,430	852,582	16,700,012	13,654	16,686,358
セグメント利益	623,306	144,420	326,934	1,094,661	19,635	1,114,296	762,062	352,234
セグメント資産	2,386,667	944,642	3,107,855	6,439,165	118,723	6,557,889	2,290,981	8,848,870
その他の項目								
減価償却費	70,646	51,378	171,649	293,674	2,217	295,891	28,230	324,122
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注)2	77,273	25,347	444,213	546,834	2,906	549,740	7,925	557,665
設備等補助金収入	-	1,043	350,840	351,883	-	351,883	-	351,883

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額の区分には、各報告セグメントに配分していない全社費用 762,062千円が含まれております。全社費用は主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(3)セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
減損損失	13,041		37,485	50,526			50,526

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
減損損失	51,249	29,694		80,944			80,944

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	青木 勇			当社 代表取締役	(被所有) 直接 27.9 間接 32.6		新株予約権 の権利行使	53,900 (170千株)		

(注) 2015年1月26日、及び2016年3月31日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

なお、新株予約権の権利行使の取引金額は、行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	706.16円	1,026.27円
1株当たり当期純利益	175.14円	222.42円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-円	222.12円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式(新株予約権の残高)は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は2020年3月17日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	339,765	435,895
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	339,765	435,895
普通株式の期中平均株式数(株)	1,940,000	1,959,811
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	2,599
(うち新株予約権(株))	(-)	(2,599)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数13,831個、268,000株) 詳細は「第4提出会社の状況1.株式等の状況」(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。	

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,370,676	2,515,003
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	731	18
(うち新株予約権(千円))	(731)	(18)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,369,944	2,514,984
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	1,940,000	2,450,600

(重要な後発事象)

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、株式会社東昇商事の株式を取得（子会社化）するため、株式譲渡契約を締結することについて決議し、2020年6月29日付で株式譲渡契約を締結しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社東昇商事

事業の内容 認可保育園の運営

資本金 10,000千円（2020年3月期）

売上高 577,990千円（2020年3月期）

企業結合を行った理由

株式会社東昇商事は、神奈川県（横浜市、川崎市）、及び東京都内を中心に認可保育園6園を運営しています。この度の株式取得により、当社が運営する保育園が増加し、32園となります。また、株式会社東昇商事が運営する保育園は、当社の事業エリア内に展開しているため、効率的な運営ができる事に加え、当社が運営する保育園との地理的な重なりが少ないため、展開エリアの拡充に大きく寄与します。

企業結合日

2020年7月1日（予定）

企業結合の法的形式

株式取得

結合後の企業の名称

変更はありません。

取得する議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	355,000千円
-------	----	-----------

取得原価	355,000千円
------	-----------

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 30,000千円

なお、一部が未確定であるため、暫定的な金額であります。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金及び銀行借入により充当

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又 は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	3,741,015	406,552	43,226	4,104,340	1,766,561	239,064 (61,951)	2,337,779
構築物	85,082	27,613	305	112,391	43,331	5,640	69,059
車両運搬具	3,183		2,557	626	626	417 (138)	
工具、器具及び備品	891,237	122,590	34,320	979,507	751,566	108,576 (14,127)	227,941
土地	335,268			335,268			335,268
リース資産	578,760		4,915	573,844	394,766	15,914	179,078
建設仮勘定	12,960	501,702	514,662				
有形固定資産計	5,647,507	1,058,458	599,986	6,105,978	2,956,852	369,613 (76,218)	3,149,126
無形固定資産							
借地権	204,360			204,360			204,360
ソフトウェア	198,585	909	9,442	190,052	154,158	22,674 (4,725)	35,893
その他	0			0			0
無形固定資産計	402,945	909	9,442	394,412	154,158	22,674 (4,725)	240,254
長期前払費用	189,004	35,152		224,157	136,231	22,923	87,925
投資不動産	366,512		33,354	333,157	122,502	12,778	210,655

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ミアヘルサ保育園ひびき亀有	建物	内装工事	113,398	千円
	工具、器具及び備品	ロッカー収納等	22,864	"
	構築物	幼児用設備等	3,564	"
ミアヘルサ保育園ひびき御徒町	建物	内装工事	104,357	"
	工具、器具及び備品	ロッカー収納等	17,384	"
	構築物	幼児用設備等	9,498	"
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋北	建物	内装工事	88,264	"
	工具、器具及び備品	厨房機器等	21,730	"
	構築物	外構工事等	13,338	"

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

有形固定資産(建設仮勘定除く)の除却	85,324	千円
無形固定資産の除却	9,442	"
投資不動産の除却	33,354	"

3. 当期償却額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第8回無担保社債	2018年 9月26日	90,000	70,000 (20,000)	0.49	なし	2023年 9月26日
第9回無担保社債	2018年 9月28日	139,500	118,500 (21,000)	0.35	なし	2025年 9月30日
合計		229,500	188,500 (41,000)			

(注) 1. 当期末残高の()内は、当期末残高のうち1年以内に償還予定のものであります。
 2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
41,000	41,000	41,000	31,000	21,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	686,668	941,500	0.56	
1年以内に返済予定の長期借入金	525,665	353,600	0.93	
1年以内に返済予定のリース債務	34,985	30,825	1.05	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	833,768	336,984	0.84	2021年～2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	293,760	262,934	1.05	2021年～2036年
その他有利子負債				
割賦未払金(1年以内)	84,979	77,676	4.01	
長期割賦未払金(1年超)	125,837	47,292	4.27	2021年～2023年
合計	2,585,663	2,050,812		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	218,248	82,200	36,536	
リース債務	26,509	25,581	25,338	25,624
その他有利子負債	29,224	18,067		

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	2,642			282	2,360
賞与引当金	208,382	224,487	208,382		224,487
役員賞与引当金	3,285		3,285		

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 流動資産

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	17,958
預金	
当座預金	60,842
普通預金	1,251,390
定期預金	33,401
定期積金	53,800
計	1,399,434
合計	1,417,393

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東京都国民健康保険団体連合会	953,001
社会保険診療報酬支払基金	372,534
中央区	65,395
墨田区	30,166
文京区	29,526
その他	360,511
合計	1,811,136

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期末回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
1,714,854	16,082,740	15,986,458	1,811,136	89.8	40.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
医薬事業	344,740
食品事業	17,958
合計	362,698

貯蔵品

区分	金額(千円)
クオカード	2,953
研修関連資材	1,945
その他	2,565
合計	7,464

未収入金

区分	金額(千円)
台東区	177,730
葛飾区	167,957
株式会社セディナ	86,464
船橋市	68,580
その他	4,840
合計	505,572

2. 投資その他の資産

差入保証金

区分	金額(千円)
賃貸物件敷金	640,589
その他	10,347
合計	650,937

3. 流動負債

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アルフレッサ株式会社	1,647,155
株式会社スズケン	336,242
株式会社メディセオ	111,703
酒井薬品株式会社	27,303
東邦薬品株式会社	20,677
その他	54,741
合計	2,197,823

未払費用

区分	金額(千円)
従業員等	413,791
確定拠出年金掛金	6,146
その他	1,063
合計	421,000

4. 固定負債

資産除去債務

区分	金額(千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	468,271
合計	468,271

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)			12,515,892	16,686,358
税引前四半期(当期)純利益 (千円)			396,284	649,475
四半期(当期)純利益 (千円)			255,372	435,895
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			131.64	222.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)			49.24	89.38

(注) 1. 当社は、2020年3月17日付で東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間及び当第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページ上に記載しております。 (ホームページアドレス https://www.merhalsa.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）2020年2月10日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2020年2月27日及び2020年3月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

ミアヘルサ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 健 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 彦 太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。